



離婚前後の家族への 支援施策事例集



離婚前後の家族への 支援施策事例集

目次

離婚前後の家族への支援施策について／調査結果	03
Case 01 熊本県熊本市 親子交流事業	08
Case 02 岐阜県 親子交流支援事業	14
Case 03 埼玉県 親子交流支援事業	20
Case 04 香川県高松市 親子交流支援事業	26
Case 05 大阪府豊中市 養育費確保支援、 親子交流支援事業	32
Case 06 千葉県船橋市 養育費等支援事業	38
Case 07 愛知県名古屋市 養育費に関する補助事業	44
Case 08 東京都北区 そらまめ相談室・ ひとり親家庭養育費確保支援事業	50
Case 09 大阪府堺市 養育費確保支援事業	56
Case 10 山口県宇部市 養育費確保サポート事業	62



About Service

離婚前後の家族への支援施策について

親子交流支援事業

親子交流とは、こどもと離れて暮らしている父母の一方が、こどもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

親子交流支援事業では、親子交流を希望し、各自治体の定める支援要件に該当した家庭を対象に、親子交流援助等の継続的な親子交流の支援を行います。

離婚前後親支援事業

離婚を考える父母等に対して、離婚がこどもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供することを目的に、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費等の履行確保に資する取り組みを行います。

養育費等の履行確保に資する取組の例として、公正証書等による債務名義の作成支援、戸籍抄本等の書類取得補助等の費用補助や、弁護士等による個別相談支援等があります。

養育費等支援事業（母子家庭等就業・自立支援事業）

養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を総合的に行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行の手続に関する相談や、養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援、講演会の開催等を行います。

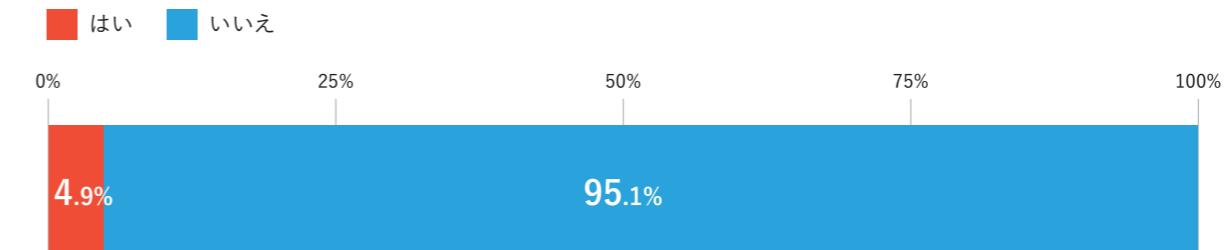
Facts & Figures

調査結果

各自治体における親子交流支援事業、離婚前後親支援事業、養育費等支援事業の実施状況について把握することを目的に、調査を行いました。

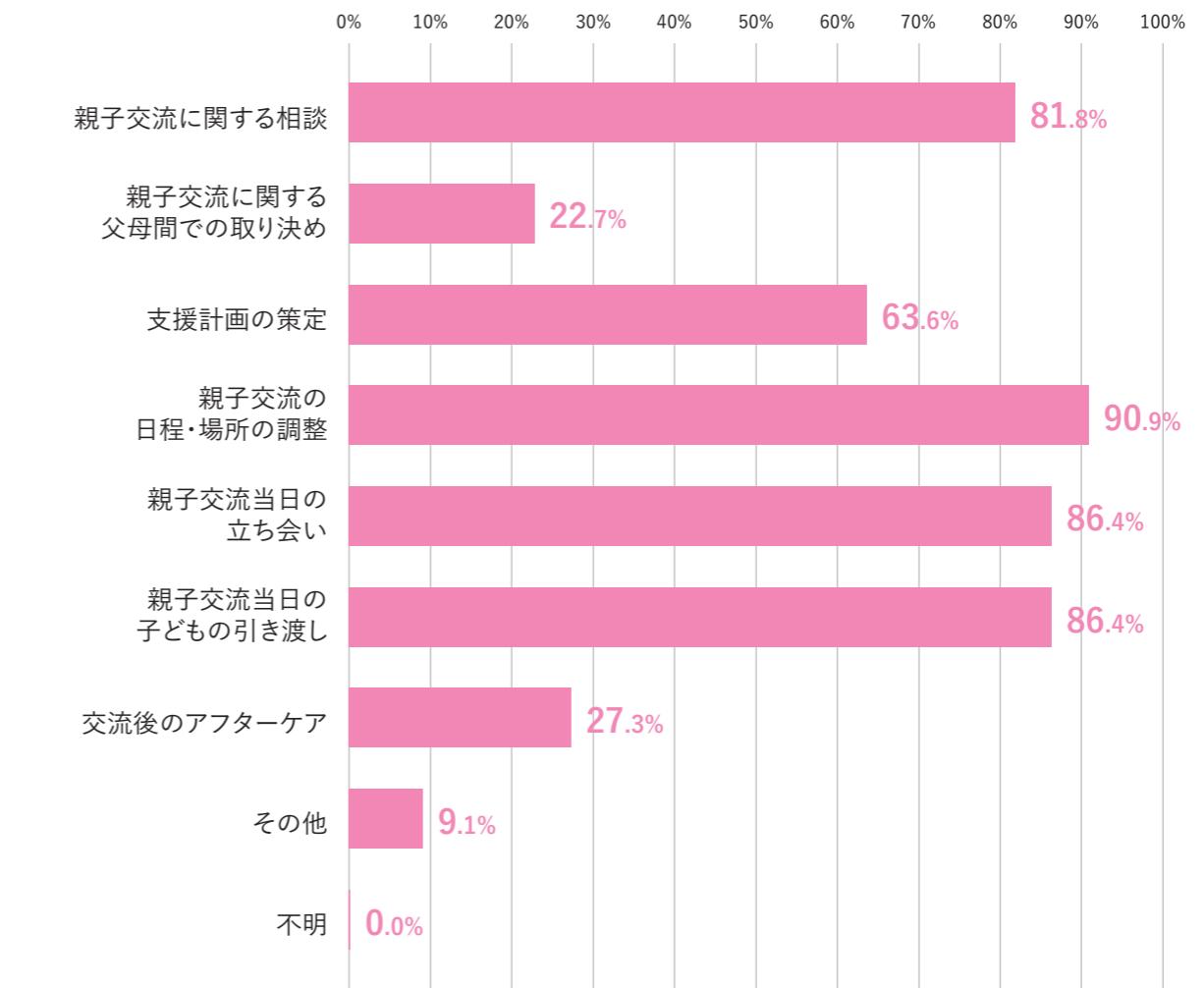
親子交流支援事業

親子交流支援事業の実施状況



親子交流支援事業を実施している自治体は 4.9% (22 自治体) でした。

親子交流支援事業の実施内容

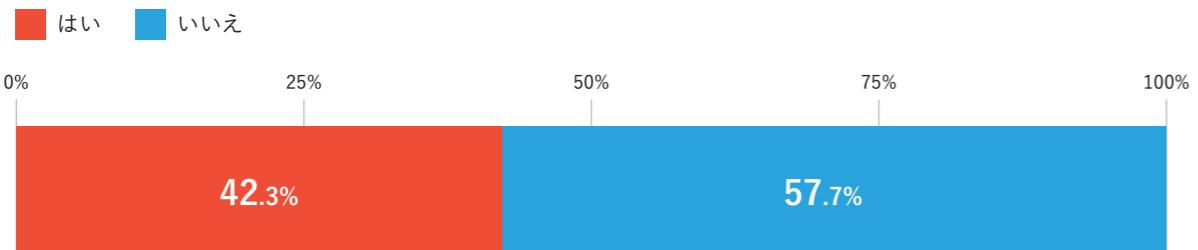


実施している事業内容で最も多かったのは「親子交流の日程・場所の調整」90.9%、次いで「親子交流当日の立ち会い」「親子交流当日の子どもの引き渡し」がともに 86.4% でした。



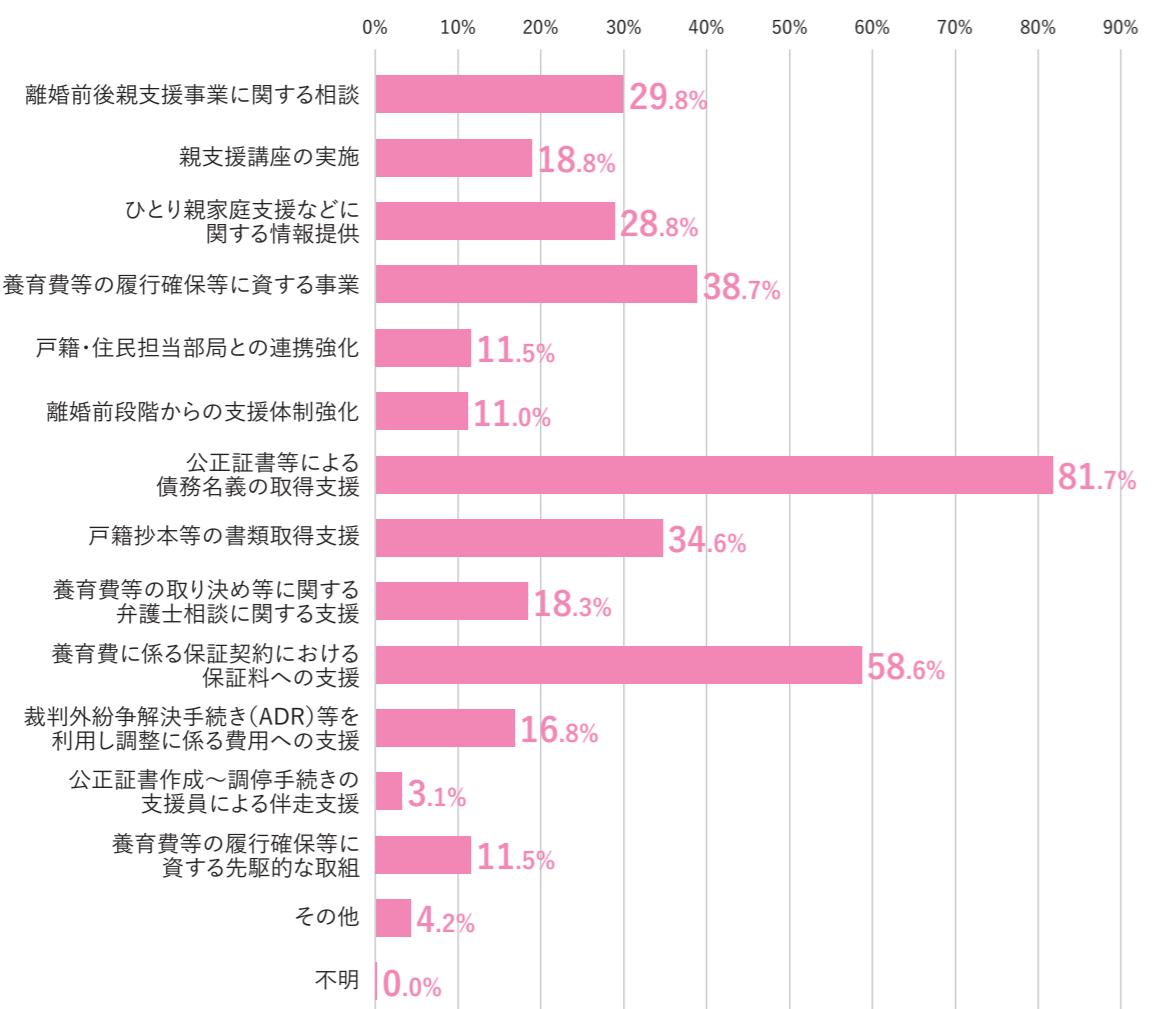
離婚前後親支援事業

離婚前後親支援事業の実施状況



離婚前後親支援事業を実施している自治体は 42.3%（191 自治体）でした。

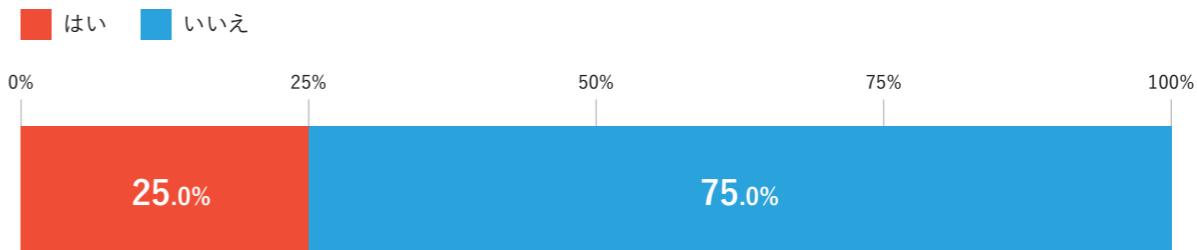
離婚前後親支援事業の実施内容



実施している事業内容で最も多かったのは「公正証書等による債務名義の取得支援」81.7%、次いで「養育費に係る保証契約における保証料への支援」58.6%、「養育費等の履行確保等に資する事業」38.7%でした。

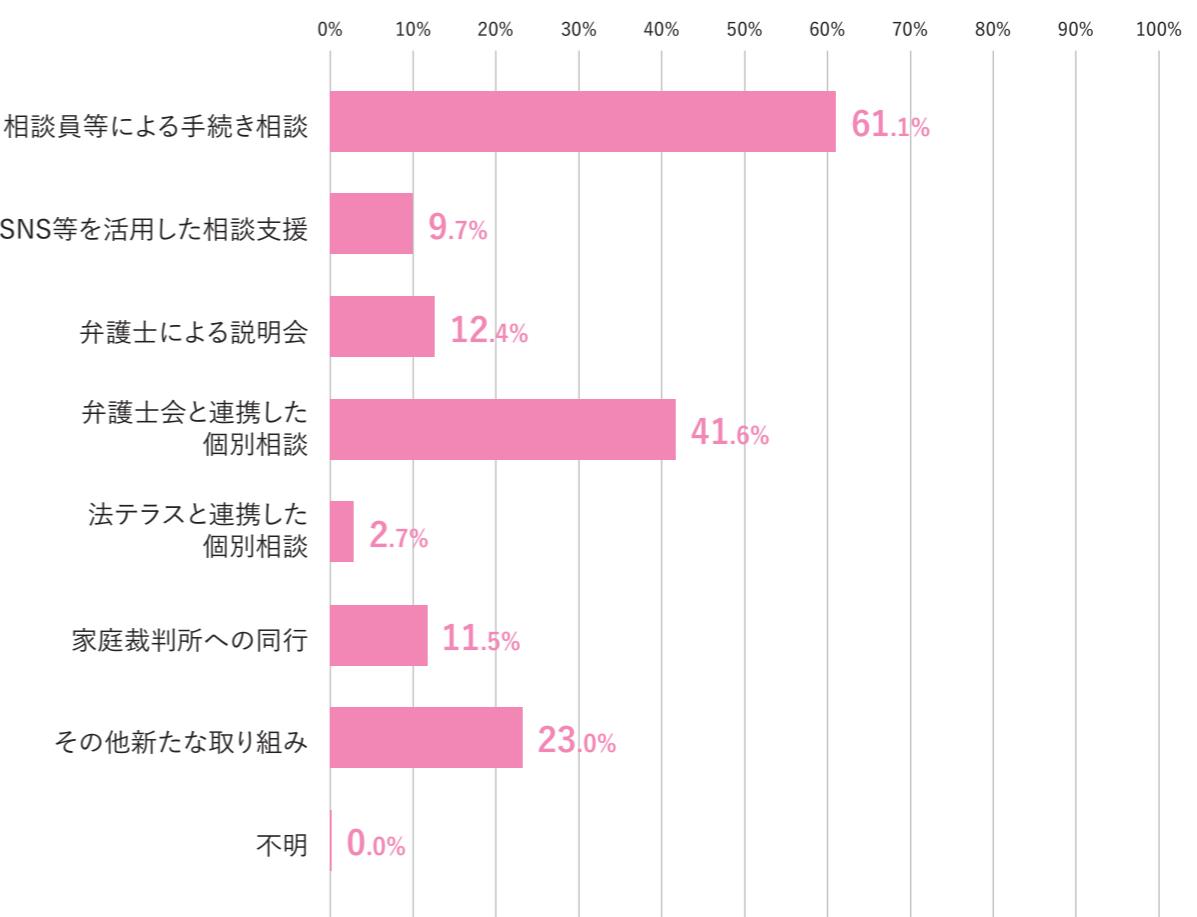
養育費等支援事業

養育費等支援事業の実施状況



養育費等支援事業を実施している自治体は 25%（113 自治体）でした。

養育費等支援事業の実施内容



実施している事業内容で最も多かったのは「相談員等による手続き相談」61.1%、次いで「弁護士会と連携した個別相談」41.6%でした。

Case 01

熊本県熊本市 平成 30 年～

親子交流事業



「子どもの安心・安全」を主眼に置いた、 きめ細やかなフォローによる親子交流支援を設計

支援のまとめ・ポイント

親同士の細かな意向の違いで、子どもが板挟みになることを避けるため、子どもを中心とした支援設計をしている。「子どもが主人公であるための親子交流のルール」を設定し、ルールに同意しないと親子交流支援ができない仕組みとしているほか、交流時に子どもの様子を確認し、トラブルが生じる懸念のある部分は柔軟なサポートを行い、事前にリスクを低減している。

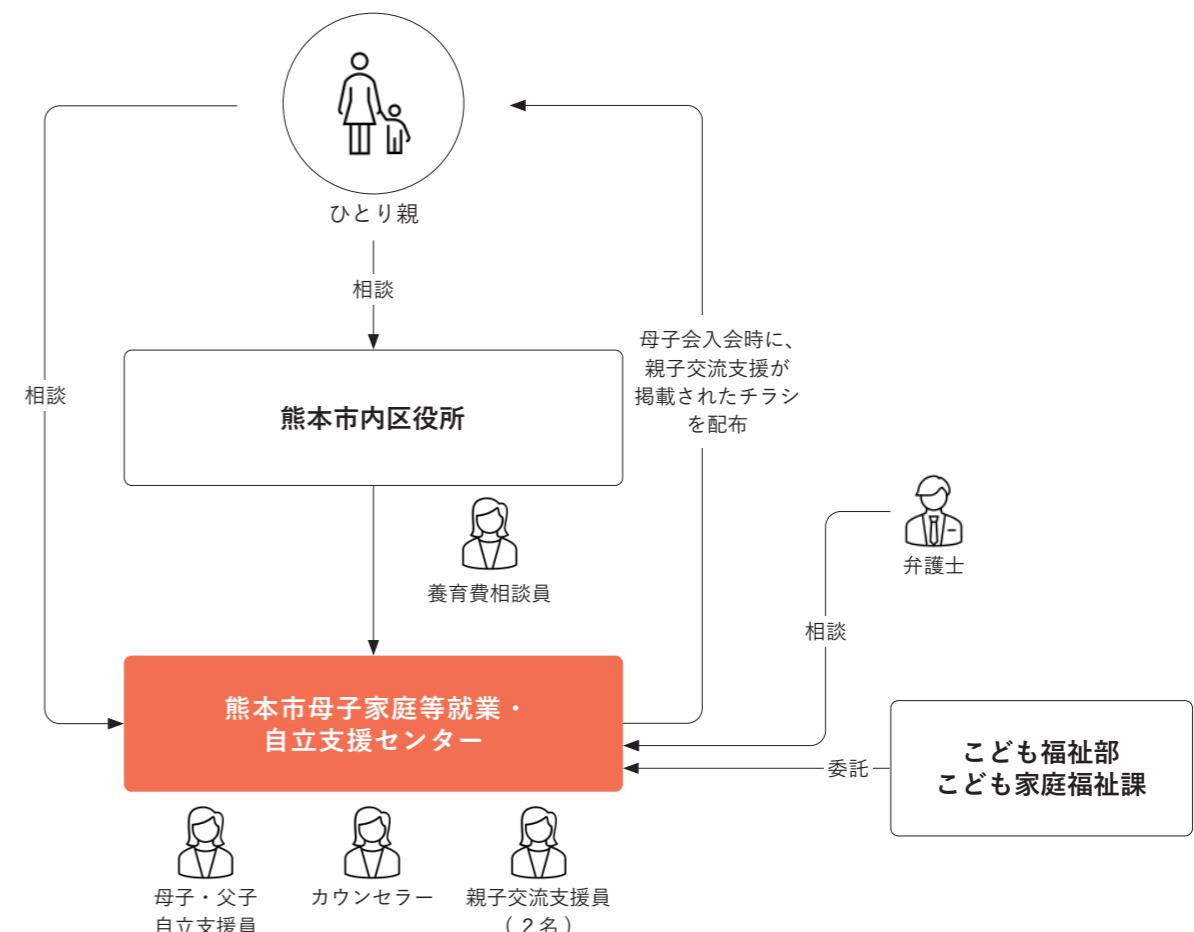
自治体の基礎情報

人口	約 74 万人
ひとり親世帯数	5,572 世帯
離婚件数（令和 4 年）	1,141 件

支援利用実績（令和 5 年度） 利用件数 / 補助金額

支援内容	利用件数
親子交流	0 件 ※事業開始からの累計利用件数は 1 件

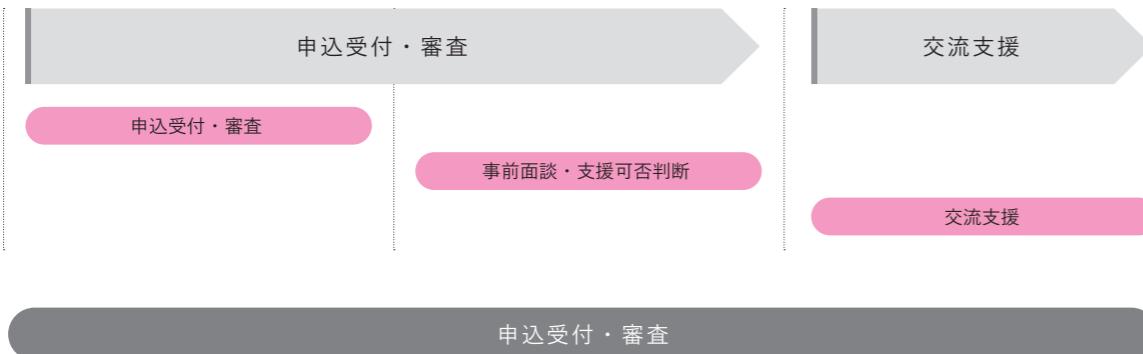
支援体制



事業の施策詳細

端緒

- ・自治体及び就業・自立支援センターのHPに掲載
- ・就業・自立支援センター内の母子会に入会した方へのチラシ配布



HPから親子交流申込書を取得し、記載いただく。申込にあたっては、申込書に加え、所得証明書および調停調書等の親子交流を取り決めた公的な書類を提出いただく。

利用要件は、①概ね15歳未満の子との親子交流を希望する別居親または子どもと別居親との親子交流を希望する同居親、②同居親、別居親のいずれか一方が熊本市内に住所を有し、且つ、同居親又は別居親のいずれか一方が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること、③親子交流の取り決めを公的機関（裁判所、公正役場）で行っている者で、且つ、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること、④子どもの連れ去り、配偶者暴力などの恐れがないこと、⑤過去に本事業を利用していないことの5つを設定している。

事前面談・支援可否判断

「子どもが主人公であるための親子交流のルール」を一読いただき、同意書に押印いただく。内容は、子どもを中心とした日程調整および子どもへの事前の情報提供の必要性や、子どもが安心して楽しめる時間づくりに向け、父母の協力が必要であること等が記載されている。中止するケースの具体例も記載しており、同意書としてA4サイズ1枚でまとめている。

事前面談は、熊本家庭裁判所の調停委員を行っている者が対応し、離婚事由や親同士の関係性等を確認するほか、親子交流に対する思いの聴取や、交流頻度や実施場所等の条件面のすり合わせを行う。

近年は、離婚調停時に言われるがまま親子交流を取り決めてしまったというような事例もあり、親同士や親子の関係性に安全性等の懸念がある場合は、親子交流に関する公的な取り決めがあったとしても、支援が難しい場合がある。

交流支援

日程調整を行った後、就業・自立支援センター内のキッズルームで親子交流を行う。

親子交流に支援員が同伴する付き添い支援と、親子交流をする場所に子どもを送り届ける受け渡し支援の2種類を実施している。

1年間（最大12回）親子交流支援を行い、支援終了。

支援終了

Interview 取組の詳細について、ご担当者様にお伺いしました。

ご回答者



熊本市こども家庭福祉課
ひとり親支援班 主査 (1年目)
ひとり親支援に関する業務



熊本市母子家庭等就業・自立支援センター
(親子交流支援事業委託先) (10年目)
ひとり親支援業務

支援開始の背景についてお伺いしました。

Q 支援を開始したきっかけについて教えてください。

A 離婚した親の課題感のひとつに、別居した子どもに中々会えないことがあったこと、また、自治体の方針として、ひとり親の支援への注力を検討していたことがきっかけです。

支援開始に向けた検討事項についてお伺いしました。

Q 支援の立ち上げにあたり、苦労したことはありますか。

A 熊本市が事業を開始した当初は、親子交流支援事業を実施している自治体が少なく、手探り状態だったため、まずはスマートスタートで始めることにしました。支援をしていく中で浮かび上がった課題に対し、都度対応していくことにより、まさに今支援の型をつくっている最中です。子どもに対し、いかに安心できる場を提供できるか、いかに子どもが置いてきぼりにならない支援を設計できるかを重視しながら、試行錯誤しています。

支援における工夫についてお伺いしました。

Q 支援にあたり、どのようなことを意識していますか。

A 離婚調停で親子交流支援の取り決めを行っていても、実際に親子交流をする際に、親同士の細かな意向の違いが出てくるケースがあります。実際にあった事例として、親子交流の際に、同居親の確認・承諾を得ずに、別居親から子どもにプレゼントを渡したところ、同居親から返品されたことがあります。

こういった意向の違いで子どもが親の板挟みになることを避けるため、子どもを中心に支援の運用を考えるようにしています。

Q 上記工夫の実現にあたり、取り組まれていることがあれば教えてください

A 「子どもが主人公であるための親子交流のルール」という、親子交流におけるルールを設定し、ルールが記載された書面に同意の押印をしないと支援出来ない運用にしました。

具体的には、「監護親は子どもに別居親と会うことをあらかじめ伝えてください。」「交流する親は、子どもに無理強いしてまで「親」（お父さん・お母さん・パパ・ママなど）と呼ばせないでください。」「子どもにタブーをもたせたり、内緒話や事前の相談のない約束をしないでください。」「他方の親の悪口を決して言わないでください。」「監護親は、交流（面会）した子どもをほめるだけにして、根掘り葉掘り様子を聞かないでください。」といったような事項をまとめています。ルールの策定にあたっては、親子交流支援事業を先駆的に実施している自治体を参考にしました。今後も、実際に支援を行う中でルールを見直しながら、運用を試行錯誤していきたいと考えています。

また、親子交流の際に、子どもの様子を見ながら必要な支援を行うようにしています。例えば、身だしなみにまで気が回らず、子どもの着ている洋服が汚れている等、清潔感が少し気になる場合、それが原因で親同士がもめてしまう懸念もあるため、他の利用者から市に寄付いただいた、服をプレゼントし、着替えてから面会するなど、子どもが自身の気持ちとは別のところでトラブルにならないように心がけています。「いかに子どもが安全に親子交流できるか」を基準に、細心の注意を払いながら支援を進めています。

今後の展望についてお伺いしました。

Q 今後の展望について教えてください。

A 今後は共同親権が可能となった直近の民法改正の動きを注視しつつ、こどもたちが置き去りにならないような支援を目指していきたいです。改正民法施行後も動向を見ながら柔軟に支援設計を変えていきたいです。

また、離婚前後に付随する支援を充実させながら、親子交流支援にもつなげていくことで、ひとり親を包括的に支援し、困りごとの取りこぼしがないようにしていきたいです。

本事例において活用している補助金

①親支援講座、ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供

②養育費等の履行確保等に資する事業

- | | |
|-------------------------------|----------------------------------|
| ア 戸籍・住民担当部局との連携強化 | カ 養育費に係る保証契約における保証料への支援 |
| イ 離婚前段階からの支援体制強化 | キ 裁判外紛争解決手続（ADR）等を利用し調停に係る費用への支援 |
| ウ 公正証書等による債務名義の取得支援 | ク 弁護士依頼支援 |
| エ 戸籍抄本等の書類取得支援 | ケ その他、養育費等の履行確保等に資する先駆的な取組 |
| オ 養育費等の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援 | |

支援の効果や課題についてお伺いしました。

0 支援の中で、課題に感じることはありますか

A 相談はあるものの、中々利用まで繋がらない点が課題だと感じています。ひとり親から自治体に様々な相談をする時期は、相手親と離婚調停中や条件のすり合わせを行っているケースが多く、相手の同意が必要な親子交流支援は利用のハードルが高いのではないかと考えています。実際、親子交流における最初の相談は、別居親からの「相手から会わせてもらえないが、何か活用できる支援はないか」といったケースが多くなっています。

一方で、自治体として支援できる範囲の難しさがあり、法的に取り決めが担保されていないと、権限の観点から支援することが難しいのが現状です。親子交流支援を行う前段階の、取り決めを行うところについても、就業・自立支援センター内の弁護士や、法テラスの紹介を行うようにしています。まずは、親双方で取り決めをしたうえで、親子交流におけるコミュニケーションの精神的負荷を軽減する役割を担えたらと考えています。



Case 02

子どもが、「自分のことを大切に思ってくれている人がいる」という自信を持ち、心身ともに健やかに生きる力に繋げるための親子交流支援

支援のまとめ・ポイント

より多くの、支援を必要としている人に手を差し伸べるため、岐阜県として事業を開始。子どもの心身への影響を第一に支援方法を検討し、別居親と子どものかかわり方をサポートしている。

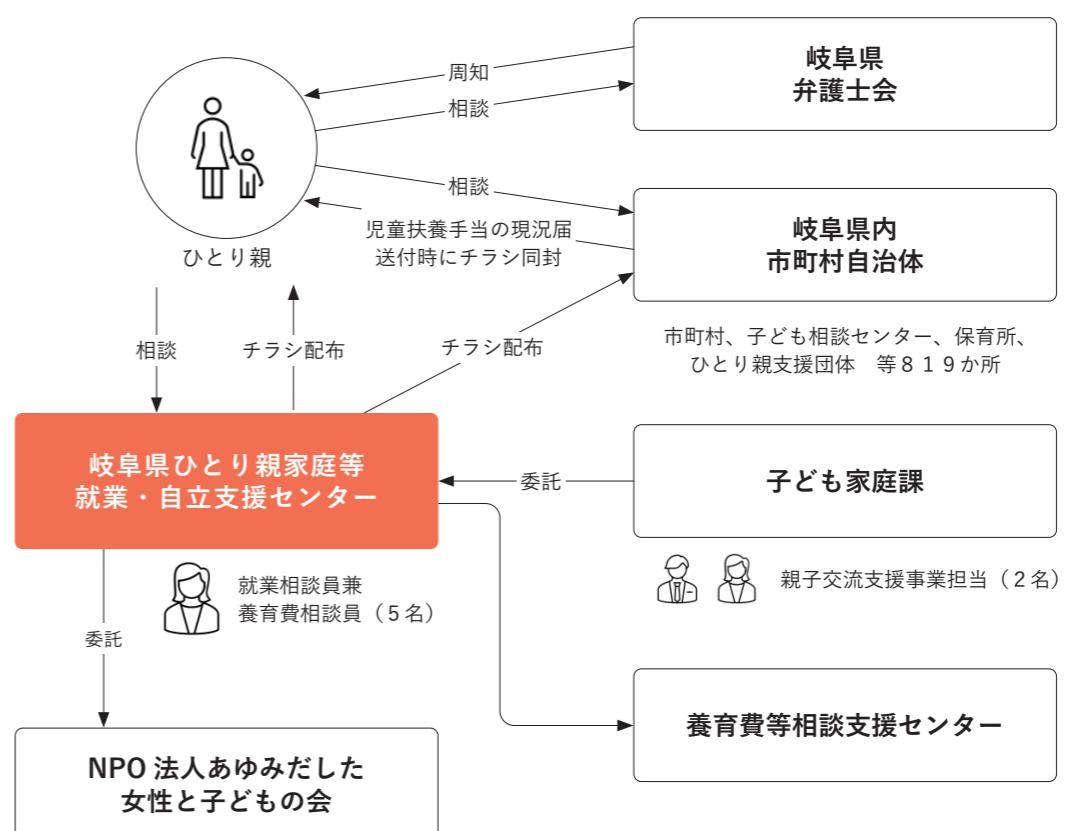
自治体の基礎情報

人口	191万人
ひとり親世帯数	15,471世帯
離婚件数	非公表

支援利用実績（令和5年度）

支援内容	利用件数
親子交流	22件 ※相談件数は114件

支援体制

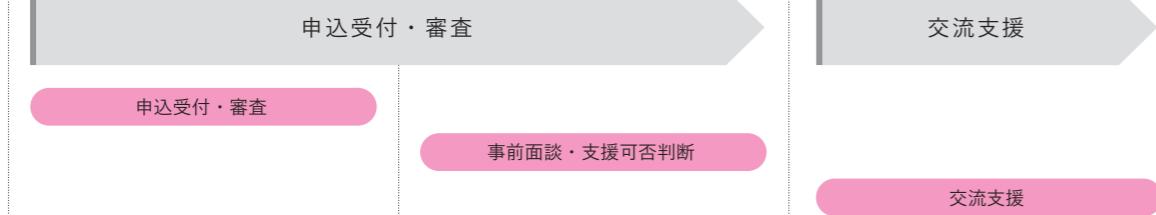


事業の施策詳細

端緒

- 就業・自立支援センターに登録しているひとり親に対し、チラシを配布
- 市町村から児童扶養手当の現況届を送付する時に、チラシを同封
- 岐阜県弁護士会から各弁護士を通じて周知いただく

支援活用



申込受付・審査

電話等による照会後、同居親、別居親双方から親子交流支援申込書と、調停調書等の写し、世帯全員の住民票の写し等を提出いただき、就業・自立支援センターが資格審査を実施する。利用要件は、①15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のいる方、②同居親が岐阜県内に居住していること、③同居親と別居親との間で、親子交流について取り決めをし、合意していること、④子どもの連れ去り、配偶者暴力などのおそれがないこと。⑤過去に親子交流支援事業を利用していないことの5つを設定している。

事前面接・支援可否判断

支援要件に当てはまる場合は、再委託先のNPO法人が事前面接を実施する。事前面接は、離婚事由や、婚姻期間における子どもの関係性、現在の生活状況等を確認する。子どもへの危害が懸念される場合等は、利用を認められないケースもある。

事前面接と資格審査を経て、支援が可能と判断した場合に、対象者決定通知を発出する。

交流支援

再委託先が、実施方法の調整や交流等の支援を実施する。

支援形態は、①連絡調整、②付き添い、③引き渡しの3種類を用意。

支援終了

調停調書等にもよるが原則月1回、1年間親子交流支援を行い、支援終了。継続支援を望む場合は、再委託先に費用を支払っていただき、再委託先が支援を行う。

Interview 取組の詳細について、ご担当者様にお伺いしました。

ご回答者



子ども家庭課
子ども支援係長（3年目）
ひとり親支援、子どもの貧困対策に係る総括



子ども家庭課
子ども支援係 主事（1年目）
ひとり親支援、子どもの貧困対策



岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター
センター長（6年目）
岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の総括

支援開始の背景についてお伺いしました。

Q 支援を開始したきっかけを教えてください。

A 元々、岐阜市が先行して親子交流支援を行っており、岐阜県として、他の市町村の住民が支援を受けられる体制をつくる必要があると考えました。また、過去の調査結果における、岐阜県在住のひとり親における親子交流の実施状況も踏まえ、注力する必要があると考え、事業を開始しました。

支援における工夫についてお伺いしました。

Q 支援にあたり、どのようなことを意識していますか。

A 子どもが後から心身に影響をきたすことが無いように、安全に親子交流できることを第一に考えて、実施方法の調整を行っています。親子交流をすることも未就学児多いため、意思確認が難しいケースも多く、また初対面の支援員が本音を引き出すことが難しいため、同居親から子どもの様子をよく確認するようにしています。一方で、親子交流が終わった後、泣きながら同居親に抱きつく子どももあり、子どもの気持ちを慮ることが非常に難しいと感じています。

また、子どもとどのように接して良いか悩まる別居親も多いため、上手く交流が出来るように支援員が関わり方をサポートすることもあります。例えば、初めての親子交流で接し方が分からず、中々子どもに話しかける言葉が出てこない別居親との交流では、支援員が中に入りこどもと別居親の話がつながるような言葉かけを行います。また、事前面接の際には「親子交流までに、好きなおもちゃや子どもが楽しめるることを考えて準備してきてくださいね。」とお伝えしたところ、親子交流では、折り紙の本を参考にしながら、色々な作品を折って見せる等、子どもの関わりを工夫する姿が見られました。

支援の効果や課題についてお伺いしました。

本事例において活用している補助金

Q 支援の中で、感じた効果や課題について教えてください。

A 岐阜県が親子交流支援事業を行うことにより支援を必要としている住民に支援が届くようになります。

支援を必要としている人に、いかに親子交流支援事業を周知していくかは、課題として考えています。親子交流支援事業は、離婚前の別居中の方も対象としているのですが、あまり知られていないと感じています。これまで、図書館やコンビニ等、様々な場所で周知を行いましたが、支援を必要としている方に直接情報を届けることが難しいと感じています。

また、例えば再婚等により、同居親や子どもに新しい家族が出来た場合等、別居親に子どもを会わせたくないという意向を同居親が示すことがあります。再婚家庭で新たに兄弟・姉妹が生まれた場合等、子どもによっては複雑な気持ちになりうるケースもある中、親子交流を通じ、「別居親は自分のことを大切に思ってくれている」ということがわかると、自信を持てることもあります。生きる力にも繋がるのではないかと考えています。同居親に親子交流の必要性をお伝えし、いかに親子交流の実施を促せるかが難しいと感じています。就業・自立支援センターの弁護士相談支援とも連携しながら、こういったケースに対応するようにしています。

今後の展望についてお伺いしました

Q 今後の展望について教えてください。

A まずは、就業・自立支援センターを知ってもらうことに力を入れたいと考えています。「何かあつたら、就業・自立支援センターに相談すれば良い」という認識を持ってもらえるよう、周知に力を入れたいと思います。



	離婚前後親支援事業									母子家庭等就業・ 自立支援事業
	①	ア	イ	ウ	エ	オ	力	キ	ク	ケ
親子交流事業										○

①親支援講座、ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供

②養育費等の履行確保等に資する事業

ア 戸籍・住民担当部局との連携強化

イ 離婚前段階からの支援体制強化

ウ 正公証書等による債務名義の取得支援

エ 戸籍抄本等の書類取得支援

オ 養育費等の取り決め等に関する弁護士への
相談に関する支援

カ 養育費に係る保証契約における保証料への支援

キ 裁判外紛争解決手続（ADR）等を利用し調停に係る
費用への支援

ク 弁護士依頼支援

ケ その他、養育費等の履行確保等に資する先駆的な取組



Case 03

埼玉県 令和 5 年～

親子交流支援事業



多様な支援形態を用意し、
家族の様々な状況への対応及び
ステップアップ形式での支援推進を実現

支援のまとめ・ポイント

埼玉県は、親子交流支援事業において、オンライン相談や親子交流アプリの活用等、多様な支援形態を用意し、様々な家族のケースに対応できるようにしている。また、支援形態の柔軟な変更により、徐々に支援員の介入を減らしていく、最終的には第三者の介入なしで親子交流を実施できるように、ステップアップ形式で支援を推進している。

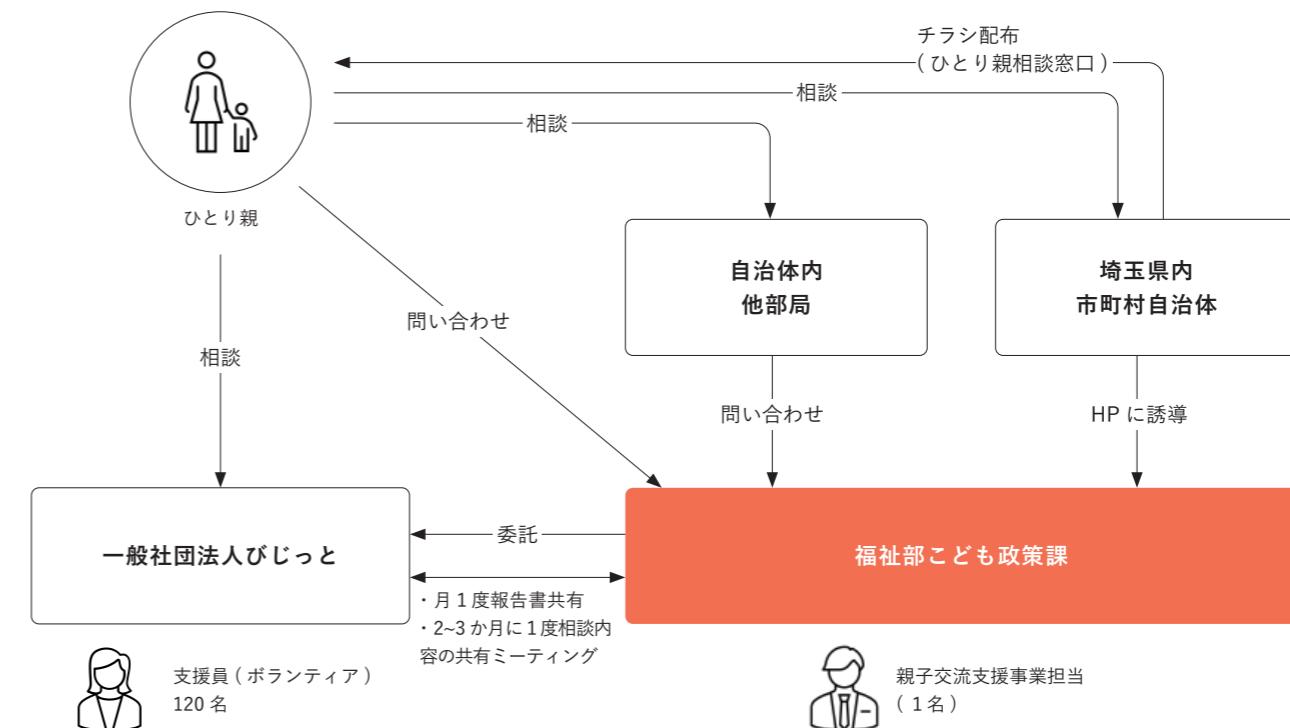
自治体の基礎情報

人口	733 万人
ひとり親世帯数	36,589 世帯
離婚件数	非公表

支援利用実績（令和 5 年度）

支援内容	利用件数
親子交流（面会交流）	0 件 ※相談件数は 48 件 ※令和 6 年度は、12 月末時点で下記の実績が挙がっている ・連絡調整型：3 件 ・受け渡し型：3 件 ・傾聴支援：1 件 ・付添い型：6 件

支援体制



事業の施策詳細

端緒

県内の市町村自治体のひとり親相談窓口からチラシを配布



親子交流相談と親子交流支援を実施。親子交流支援においては、申込受付後、埼玉県が資格審査を行った後、一般社団法人びじっとが受理面談を行う。資格審査及び受理面談を経て、支援可能と判断した場合に、LINEやアプリを活用した連絡調整や親子交流時の付き添い支援及び受け渡し支援を実施。

親子交流相談

事前面談・支援可否判断

相談者から問い合わせフォーム経由で連絡が来た後、メールもしくはオンライン（Zoom形式で1回につき20分間）で個別相談に応じる。メール相談の場合は、親子交流に関する一般的な質問を受け付け、オンライン相談の場合は、個別の状況を踏まえた相談に応じる。相談形式は、オンラインの方が多くなっている。利用要件は、埼玉県内に居住する子の同居親、又はその子の県内外に居住する別居親で、過去に本事業の「親子交流支援」を利用していない者であること。

親子交流支援 申込受付・審査

交流支援

申し込みフォームから支援申込み後、所得証明書（児童扶養手当受給者の場合は受給証明書）、住所を確認できる書類、父母間の取り決めがあることを証明する書類等を提出いただく。また、同居親はこどもが同居していることの証明として、こどもの住所を確認できる書類を提出いただき、埼玉県が資格審査を実施する。

利用要件は、埼玉県内に居住する子の同居親、又はその子の県内外に居住する別居親のうち、①概ね15歳未満の子との親子交流を希望する別居親又はこどもと別居親との親子交流を希望する同居親、②同居親及び別居親とも児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準であること（上記の者に対する支援の提供に支障が生じないと認める場合は、同居親又は別居親のいずれか一方が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準であれば、所得を問わず、対象者とすることができる）、③親子交流の取り決めを行っている者で、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること、④過去に本事業の対象となっていない者、⑤父母に婚姻関係がある又はあった者 の5つを設定している。

傾聴支援

最大月1回、1年間（12回）親子交流支援を行い、支援終了。

支援活用

支援終了

Interview

取組の詳細について、ご担当者様にお伺いしました。

ご回答者



副課長（1年目）

- ・課全体（ひとり親支援含む）の統括の補佐
- ・議会対応、条例に関すること



主査（1年目）

- ・ひとり親支援事業の統括
- ・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の統括
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業



主事（2年目）

- ・母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金
- ・親子交流支援事業
- ・ひとり親家庭就業支援事業

支援開始の背景についてお伺いしました。

Q 支援を開始したきっかけを教えてください。

A 平成23年の民法改正に伴い、父母が離婚をする時に協議で定める「子の監護について必要な事項」の具体例として、面会交流や養育費の分担が示されたことで、親子交流支援が県議会で話題に挙がりました。また、近隣の自治体でも親子交流支援の取組を進めており、埼玉県も取り組むべきではないかという姿勢になったことがきっかけです。

支援開始に向けた検討事項についてお伺いしました。

Q 支援の立ち上げにあたり、苦労したことはありますか。

A 親子交流支援の実施にあたっては、こどもを巻き込んだ重大なトラブルに繋がるリスクをいかに低減するかが最大の課題でした。支援にあたっては、公正証書や調停調書等の公的な書類の確認により、リスクを低減するようにしました。

また、予算の確保にあたっては、近隣の自治体の状況を調べながら、県全域の支援をすることを前提に、積算により算出しました。

支援の効果や課題についてお伺いしました。

本事例において活用している補助金

Q 支援により、どのような効果がありましたか。

A 支援により、令和6年12月時点で、15件の親子交流を実現しました。親子がより良い関係性をつくるための第一歩を埼玉県が支援出来たと感じています。

埼玉県に限らず、委託先の支援を活用している利用者からは、「子どもにも嫌な気持ちを見せることがなく、面会を行うことができました。」「夫婦の関係性が、やり取りも出来ないほど破綻している場合、このような支援機関があるのは大変有り難かったです。今思えば、私のエゴで、息子と父親の関係を絶たなくて良かったと思います。本当にありがとうございました。」「LINEでの支援は機械的とも思われますが、むしろその方が余計な感情抜きでいられるのでよかったです。また、仲介として第三者が入ることによって、面会の予約が公のものになり、安心して子どもを送り出すことができました。」といったコメントをいただいているようです。

Q 支援の中で、課題に感じることはありますか。

A 委託先との連携にあたり、何をどこまで報告してもらうかのすり合わせに時間を要しました。令和5年度から事業を開始し、令和6年の途中にようやく報告書のフォーマットを作成できました。親子交流にあたっては、利用者のセンシティブな内容の相談が多く含まれているため、相談内容や支援の背景等については、埼玉県への報告は求めておらず、その代わり、支援回数や支援形態、交流場所等、支援の進行状況について確認するようにしています。

また、行政としてはトラブルがないことを第一に進めていきたいところですが、支援員との留意事項の共有が十分でないゆえの事態が何度か発生しかけたことがあります。例えば、資格要件の確認にあたり必要な書類の認識が異なっているといったようなことが発生しています。対応方法として、埼玉県の親子交流支援の担当者に、細かく確認を入れていただくようにしています。今後、いかに担当者のフォローを少なく出来るかは課題と考えています。

今後の展望についてお伺いしました

Q 今後の展望について教えてください。

A 親子交流の第一歩として支援を活用いただき、最終的には第三者が介入せずとも父母で親子交流を行えるようになることを目指しています。現在、親子交流支援を利用している家族が、受渡し型や付添い型から、徐々に連絡調整型やraeru見守り型に移行し、最終的には、関係性の改善により、自分たちでの親子交流の実施、ひいては養育費等他の取り決め事項の実施に繋がると良いと感じています。

	離婚前後親支援事業									母子家庭等就業・ 自立支援事業	
	①	ア	イ	ウ	エ	オ	力	キ	ク	ケ	
親子交流事業											○

①親支援講座、ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供

②養育費等の履行確保等に資する事業

ア 戸籍・住民担当部局との連携強化

イ 離婚前段階からの支援体制強化

ウ 公正証書等による債務名義の取得支援

エ 戸籍抄本等の書類取得支援

オ 養育費等の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援

カ 養育費に係る保証契約における保証料への支援

キ 裁判外紛争解決手続（ADR）等を利用し調停に係る費用への支援

ク 弁護士依頼支援

ケ その他、養育費等の履行確保等に資する先駆的な取組





Case 04

「父母の協力により、
自力で親子交流が実施できる状態」を目指し、
事前面談の内容や交流場所等の細部まで、
目標達成に繋げるための事業設計を実現

支援のまとめ・ポイント

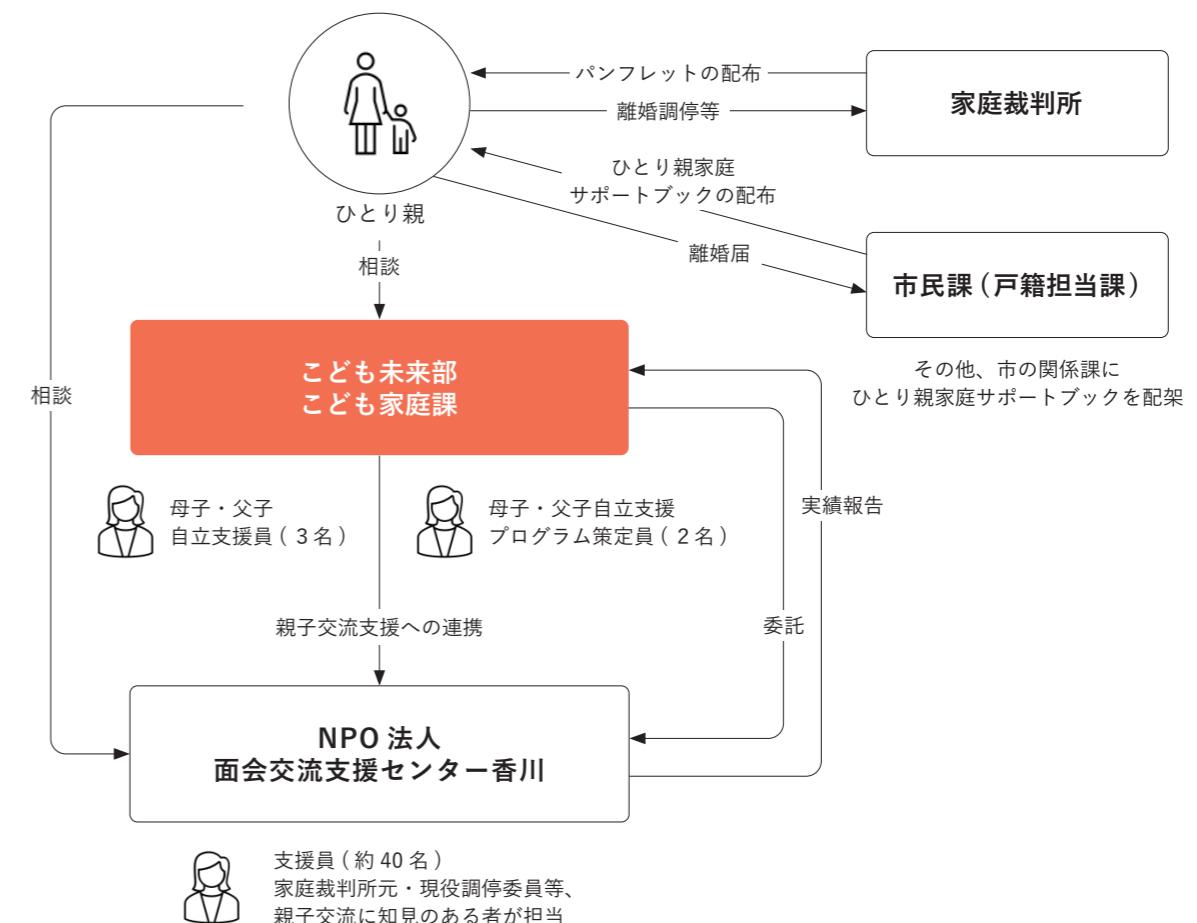
「父母の協力により、自力で親子交流が実施できる状態」を目指し、段階的にサポートする範囲を少なくしている。付添い型、受渡し型、連絡調整型による支援を行っており、付添い型における交流場所はさぬきこどもの国を指定している。自力実施に不安がある当事者には、支援終了後も、グループLINEに支援員が残り、無償で調整の様子を見守る等、手厚いサポートを実施している。

自治体の基礎情報

支援利用実績（令和5年度）

人口	約 42 万人	支援内容	利用件数	補助金額
ひとり親世帯数	2,978 世帯	親子交流（面会交流）	17 組（延べ回数 77 回） ・付き添い型及び受渡し型：23 回 ・連絡調整型：54 回	1,490,800 円
前年度離婚届出件数	非公表			

支援体制



事業の施策詳細

端緒

- たかまつひとり親家庭サポートブックを作成し、総合センター、図書館や保健センターに配架しているほか、市民課（戸籍担当課）等と連携し、離婚届の提出があった際に配布
- 家庭裁判所でパンフレットを配布
- 親子交流の勉強会開催時に支援事業を紹介

申込受付・審査 交流支援

申込受付・事前面談

交流支援

申込受付・事前面談

親子交流支援を希望する親から相談を受けた後、父母双方に事前面談を行い、親・子どもの状況や心情、支援形態等の希望等を確認し、支援ルールの遵守を確認したうえで、親子交流支援計画書を策定する。親子交流支援計画書では、支援形態や支援回数、子どもの配慮すべき点等を記載する。

利用要件は、離婚調停にて「第三者機関を活用して親子交流支援を実施する」旨の取り決めを行っていることを設定している。

交流支援

親子交流に支援員が同伴する付き添い支援、親子交流をする場所に子どもを送り届ける受け渡し支援、日程等の調整を行う連絡調整型の3種類を実施している。原則、さぬき子どもの国で交流している。

支援終了

父母の協力により、自力で親子交流が実施できる状態を目標として、最長1年間、親子交流支援を行う。

Interview 取組の詳細について、ご担当者様にお伺いしました。

ご回答者



家庭支援係長（3年目）

家庭支援係業務全般



母子・父子自立支援員（3年目）

母子父子自立支援相談、母子福祉資金等貸付・償還業務、養育費確保支援業務ほか



面会交流支援センター香川副理事長（12年目）

理事長補佐、SV担当、苦情担当

支援開始の背景についてお伺いしました。

Q 支援を開始したきっかけについて教えてください。

A 平成24年4月施行の民法改正により、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、「養育費の支払」とともに「親子の面会交流」が明示され、親子交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、別居親が養育費を支払う意欲につながるものであることなどから、当時、香川県母子寡婦福祉連合会に委託していた「母子家庭等就業・自立支援センター事業」のメニューの一つとして「親子交流支援事業」を追加し、親子流に係る付き添いや受渡し援助の支援を行う事業を開始しました。

支援における工夫についてお伺いしました

Q 支援にあたり、どのようなことを意識していますか。

A 高松市の親子交流支援は、「父母の協力により、自力で親子交流が実施できる状態」を目標にしているため、段階的にサポートする範囲を少なくしていき、自力実施に移行するための準備を意識した支援を行っています。

また、支援中に心掛けていることとして、同居親の不安に寄り添い、子どもの詳細な様子を伝え過ぎないように、「問題なく親子交流できました」「ルールを守って親子交流していました」といった報告に留めるようにしています。加えて、子どもから意見が出た場合、しっかり耳は傾けますが、意見を基に行動しないようにしています。「この人に言ったら希望を聞いてくれるのではないか」という期待を持たせてしまうと、「もっと遊びたい」「二人に仲直りしてほしい」といった、家族の関係性に介入するような意見が出てきてしまう恐れがあるためです。子どもは、父母それぞれに見せている一面があるため、行動を起こすことで本意ではない結果に繋がってしまい、逆に子どもが傷ついてしまう恐れもあります。行動を起こさないことが、信頼感に繋がることもあると思っています。

Q 上記工夫の実現にあたり、取り組まれていることがあれば教えてください。

A 自力実施を目指すにあたり、まず、事前面談では、父母それぞれに家族の関係性を客観的に把握いただることから始めています。同居親との面談時は、「別居親と子どもが親子交流するために、なぜ当事業を利用しないといけないのか」を聞き、別居親に対する懸念があれば確認します。また、別居親との面談時は、「なぜ同居親は当事業を利用したいと思っているのか、同居親や子どもからどのように思われているか」を聞き、別居親の気持ちに寄り添いつつも第三者機関を入れないといけない状況にあることを理解いただくようになっています。

また、親子交流にあたり、別居親は何を持って行けばいいか、どのように接したらいいか等、悩まれるケースが多いため、親子交流の場所をさぬき子どもの国に設定しています。子どもの国には工作や自転車等遊び方の選択肢がたくさんあること、香川県に居住する子どもの多くが、遠足等で子どもの国を利用したことがあるため、子どもの国で遊ぶことに慣れています。周囲に遊んでいる親子がたくさんいるため、お手本として別居親に接し方を学んでいただきやすいこと等が理由です。部屋で親子交流すると、どうしても空気が重くなってしまうケースもありますが、子どもの国で親子交流することでそういう空気になりづらい利点もあります。

1年間支援するにあたり、最初の半年間は付添い型で様子を見守るようにしています。半年間、当支援事業で定めるルールをしっかりと守りながら親子交流が出来ている場合は、同居親の心身の状況等を考慮しながら、父母が顔を合わせて子どもを受け渡すことに少しずつ慣れさせていきます。付添い型から受渡し型にステップアップした場合は、子どもの様子を父母から確認しながら、親子交流の時間を少しずつ長くしていきます。場合によっては、水族館や動物園、遊園地等、さぬき子どもの国以外の場所で親子交流を行うこともあります。受渡し型から連絡調整型に移行し、自力実施に不安がある当事者には、支援が終了した後も、グループLINEに支援員が一人残るようにし、無償で親子交流の調整の状況を見守るようにしています。



支援の効果や課題についてお伺いしました

Q 支援の中で感じた、効果と課題について教えてください。

A 父母の関係性が良くなく、顔を合わせることも難しかった家族が、最終的に自力実施に向けて支援を卒業できたケースもあり、効果を感じています。

課題としては、どれだけニーズがあるかを推測するのが難しい点です。当初の見立てより利用されていない原因が、自力で親子交流を実施できているからなのか、必要な人に支援が行きわたっていないからなのか判断しづらいと感じます。

また、自治体の窓口に、離婚前後の相談に来ていたいた際に、親子交流の必要性を理解していただくのが難しいと感じています。相談時は、「とにかく離婚をしたい」という気持ちが強く、感情的にも親子交流の必要性が伝わりづらいことが多いです。また、養育費確保の交渉材料として親子交流が利用されているケースが多く、子どもの権利に目線を向けた必要性の啓発が十分ではないと感じています。「子どもも別居親を嫌っている」といった意見も聞きますが、片方の親御さんからの意見しか確認できないため、子どもの実情に合っているのかは判断しづらいと感じています。

今後の展望についてお伺いしました

Q 今後の展望について教えてください。

A まずは、親子交流の必要性の啓発や、支援事業の周知を更に行い、必要な方に支援を届けることに注力したいです。事業を利用していただき、ゆくゆくは自立して、共同養育が成立するような関係性をつくれるような事業にしたいと考えています。

本事例において活用している補助金

	離婚前後親支援事業									母子家庭等就業・ 自立支援事業
	①	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
親子交流事業										○

①親支援講座、ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供

②養育費等の履行確保等に資する事業

ア 戸籍・住民担当部局との連携強化
イ 離婚前段階からの支援体制強化
ウ 公正証書等による債務名義の取得支援
エ 戸籍抄本等の書類取得支援
オ 養育費等の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援

カ 養育費に係る保証契約における保証料への支援
キ 裁判外紛争解決手続（ADR）等を利用し調停に係る費用への支援
ク 弁護士依頼支援
ケ その他、養育費等の履行確保等に資する先駆的な取組

Case 05

大阪府豊中市 令和2年～

養育費確保支援、
親子交流支援事業

母子・父子自立支援員を起点とした 事業間連携により、必要な人に必要な支援を届ける

支援のまとめ・ポイント

母子・父子自立支援員への相談を起点として、市民向けの養育費の説明会、弁護士や家庭裁判所元調査官・元調停委員への相談、養育費確保に向けた各種費用補助、親子交流支援と、多岐にわたるメニューを用意することで、各事業間の連携を促進し、離婚前後の親子にとって必要な支援を届けている。

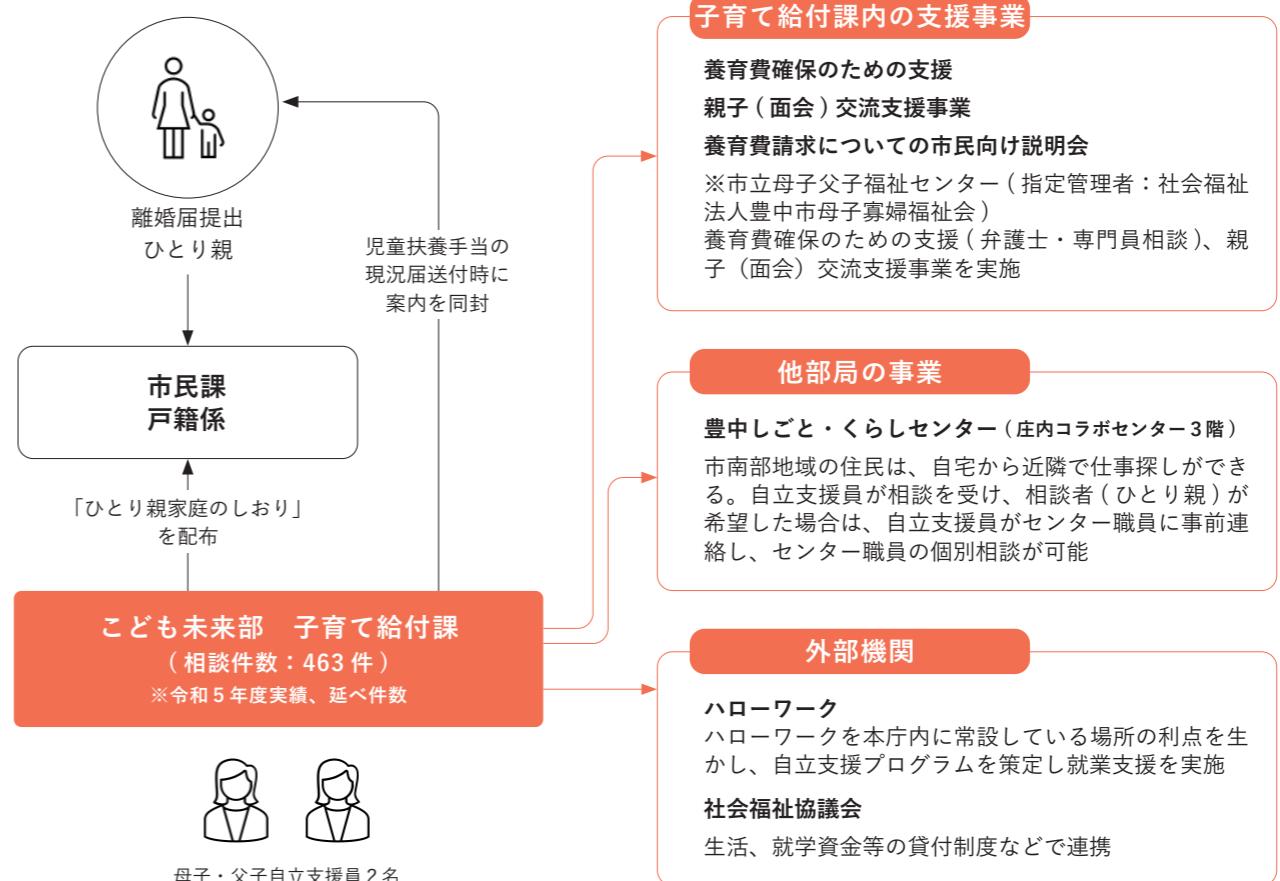
自治体の基礎情報

人口	約40万人
ひとり親世帯数	4,711世帯 (令和2年国勢調査結果)
離婚件数(令和5年度)	919件

支援利用実績(令和7年度)

支援内容	利用件数	補助金額
養育費請求についての市民向け説明会	公正証書について参加者:7名	-
弁護士や専門相談員による法律相談	弁護士相談:73件	-
	専門員相談:30件	-
公正証書・調停調書作成費用の補助	31件	542,568円
養育費確保のための弁護士費用補助	5件	740,000円
養育費保証契約の補助	0件	0円
親子(面会)交流支援	-	-
※令和6年度より開始		

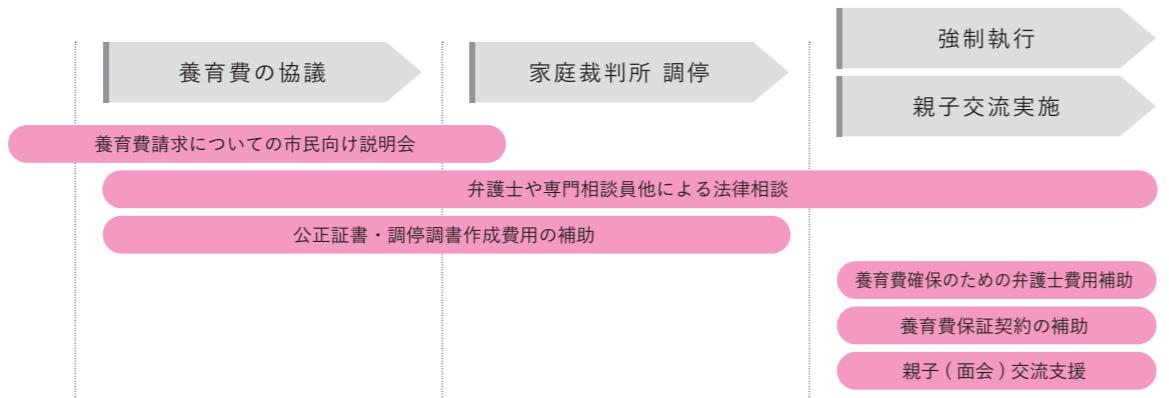
支援体制



事業の施策詳細

端緒

- HPでの情報提供及びHP上のひとり親支援ガイド(支援制度や手続きの検索システム)を活用
- 子育て給付課で「ひとり親家庭のしおり」を作成し、市民課戸籍係及び各出張所で配布
- 豊中市の公式LINEからの情報提供
- 子育ち・子育て応援アプリ「とよふあみ」からの情報提供
- 児童扶養手当の現況届を送付する際に、案内を同封



支援活用

様々な講師を選定し、養育費請求についての説明会を対面で実施。令和6年度は、公益社団法人 家庭問題情報センター(FPIC)に依頼し、養育費支援の全体像と家庭裁判所への養育費請求手続きについて説明。過去開催したテーマとして、公証人が説明する会では、①公正証書作成の目的、必要性、②公正証書作成のために決めなければならない事、必要書類、③公正証書が完成するまでの流れを説明。弁護士が説明する会では、①養育費とは、②公正証書・調停調書の記載内容、③強制執行とは、④債権執行の仕組み、⑤財産調査について説明。

なお、説明会参加に際し、未就学児の一時保育(200円)を実施。

弁護士や専門相談員による法律相談

市立母子父子福祉センターの事業として、豊中市在住のひとり親、離婚協議中の方、離婚を検討している方に対し、弁護士相談及び家庭裁判所元調査官・元調停委員による専門員相談を実施。弁護士相談は、平日夜間・土曜昼間に月4回、専門員相談は、平日夜間・夜間に月2回実施しており、いずれも1回60分。

相談者からの電話予約後、事前に相談員が状況の聞き取りを行い、必要に応じて弁護士・専門員に引き継ぐ。また、事前の聞き取りの内容に応じ、活用できる支援があれば、養育費に限らず情報提供を行う。

公正証書・調停調書作成費用の補助

30,000円を上限に、公正証書・調停調書の作成手数料及び付随する書類取得費用を補助する。利用にあたっては、作成した公的書類、戸籍謄本・住民票、各種費用の領収書、金融機関口座の通帳等の必要書類を整えて申請いただく。

上限や回数に制限があるものを除いては、希望に応じ継続的に支援をする。

支援終了

Interview 取組の詳細について、ご担当者様にお伺いしました。

ご回答者



子育て給付課 家庭給付係 主査

ひとり親家庭等支援担当

支援開始の背景についてお伺いしました。

Q 支援を開始したきっかけについて教えてください。

A 養育費確保支援については、豊中市子育ち・子育て支援行動計画の策定にあたり、5年に1度実施している調査において、ひとり親家庭の所得が低く、その中でも養育費を受け取ることができない世帯が多いことが明らかになったためです。また、別居親がこどもに対して親としての経済的な責任を果たすためには、養育費の確保が必要だと考えたことが、支援を開始するきっかけとなりました。

親子交流支援については、父母が離婚した場合においても、こどもが両親から愛されていると実感し、安心感や自尊心を育むことが必要ではないかと考え、支援を開始しました。

両事業を通じ、養育費に対する必要性について認知度が向上し、受領率を高まること、また、こどもの育ちを第一に親子交流が実現することに繋がれば良いと考えました。

支援開始に向けた検討事項についてお伺いしました。

Q 支援の立ち上げにあたり、苦労したことはありますか。

A 養育費確保支援については、国の補助も後押しとなり導入が進みましたが、近隣自治体でもまだ取組が進んでいない時期であったため、どれほどの利用が見込めるか正確な積算も難しく、制度設計など、検討に苦慮しました。

親子交流支援については、親子交流の実施が養育費の支払いの条件になるなどの望ましくない事例もあり、こどもの生活の安定、成長を目的として事業を設計しました。親子交流中の連れ去りなどの事件・事故等も考えられることから、専門的知識を持った担い手の確保が課題でしたが、実績のある団体への委託により、実施が可能となり、ノウハウの蓄積を目指す体制が取れました。



支援における工夫についてお伺いしました。

Q 支援にあたり、どのようなことを意識していますか。

A 最終的な判断は相談者が行えるように、相談者の意見を尊重して寄り添いつつも、現実的な制度等をアドバイスする姿勢を重視しています。また、当課が支援外の相談についても、出来るだけ関係機関につなげるように、関係機関との関わりを積極的に持つようにしています。

Q 上記工夫の実現にあたり、取り組まれていることがあれば教えてください。

A 母子・父子自立支援員のスキルアップにあたり、資質向上の観点から様々な外部研修に参加しています。例えば、大阪府が年5回開催している母子・父子自立支援員等研修、こども家庭庁が年1回開催している研修、養育費等相談支援センターが年1回開催している研修等に参加し、ひとり親家庭等相談の事例の検討や、親の気持ちをどのように汲み取ったらよいか等を勉強しています。また、情報共有として、年1度、自治体が持ち回りで主催する、近畿ブロック会議と北摂ブロック会議に参加し、国の制度をどのように利用しているか、困りごとはないか等を意見交換しています。更に、豊中市職員としての年3回の人権研修において、障がいや外国人等の色々なテーマに沿って事例共有や検討会を実施しています。

今後の展望についてお伺いしました

Q 今後の展望について教えてください。

A 引き続き、母子・父子自立支援員等による相談支援を軸に個々に応じた支援策につなぎ、Zoom相談等のデジタルを効果的に活用しながら、更なる事業の推進を行いたいです。また、令和8年(2026年)5月までに施行される民法等改正法の詳細を注視し、改正内容を踏まえた支援策の検討を行います。

本事例において活用している補助金

	離婚前後親支援事業									母子家庭等就業・ 自立支援事業
	①	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
養育費請求についての市民向け説明会	○									
弁護士や専門相談員他による法律相談										○
公正証書・調停調書作成費用の補助				○	○					
養育費確保のための弁護士費用補助									○	
養育費保証契約の補助						○				
親子(面会)交流支援										○

①親支援講座、ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供

②養育費等の履行確保等に資する事業

- ア 戸籍・住民担当部局との連携強化
- イ 離婚前段階からの支援体制強化
- ウ 公正証書等による債務名義の取得支援
- エ 戸籍抄本等の書類取得支援
- オ 養育費等の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援

- カ 養育費に係る保証契約における保証料への支援
- キ 裁判外紛争解決手続(ADR)等を利用し調停に係る費用への支援
- ク 弁護士依頼支援
- ケ その他、養育費等の履行確保等に資する先駆的な取組

支援の効果や課題についてお伺いしました。

Q 支援により、どのような効果がありましたか。

A 養育費確保支援については、定量的な効果として、弁護士費用補助支援を活用し、実際に養育費を受け取ることができたケースは、令和5年度で2件ありました。また、養育費に関する市民向け説明会では、参加後のアンケートにおける満足度が高く、ほとんどの方が公正証書や強制執行に関する理解が出来たと回答いただいているです。

親子交流支援については、令和6年度から開始した事業のため、まだ利用実績はありませんが、今後利用者の満足度をヒアリング等で把握する予定です。

Q 支援の中で、課題に感じることはありますか。

A 養育費や親子交流の重要性に対する周知啓発をさらに強化することで、離婚前後の親が、こどもへの責任を果たすことに対する意識を高め、結果的に子どもの健全な成長に繋げることが必要だと感じています。

Case 06

千葉県船橋市 平成 29 年～

養育費等支援事業



多様なニーズに対応する 養育費・親子交流支援

支援のまとめ・ポイント

同居親・別居親双方のニーズを考慮した柔軟な支援内容の設計を行っている。

支援内容は、離婚前後に係るセミナーの開催、弁護士による法律相談の提供、母子・父子自立支援員による公証役場や家庭裁判所への同行支援、公正証書作成・調停調書作成・ADR手数料・養育費保証料・親子交流支援利用料の各補助制度と多岐にわたり、多様なニーズに備えている。

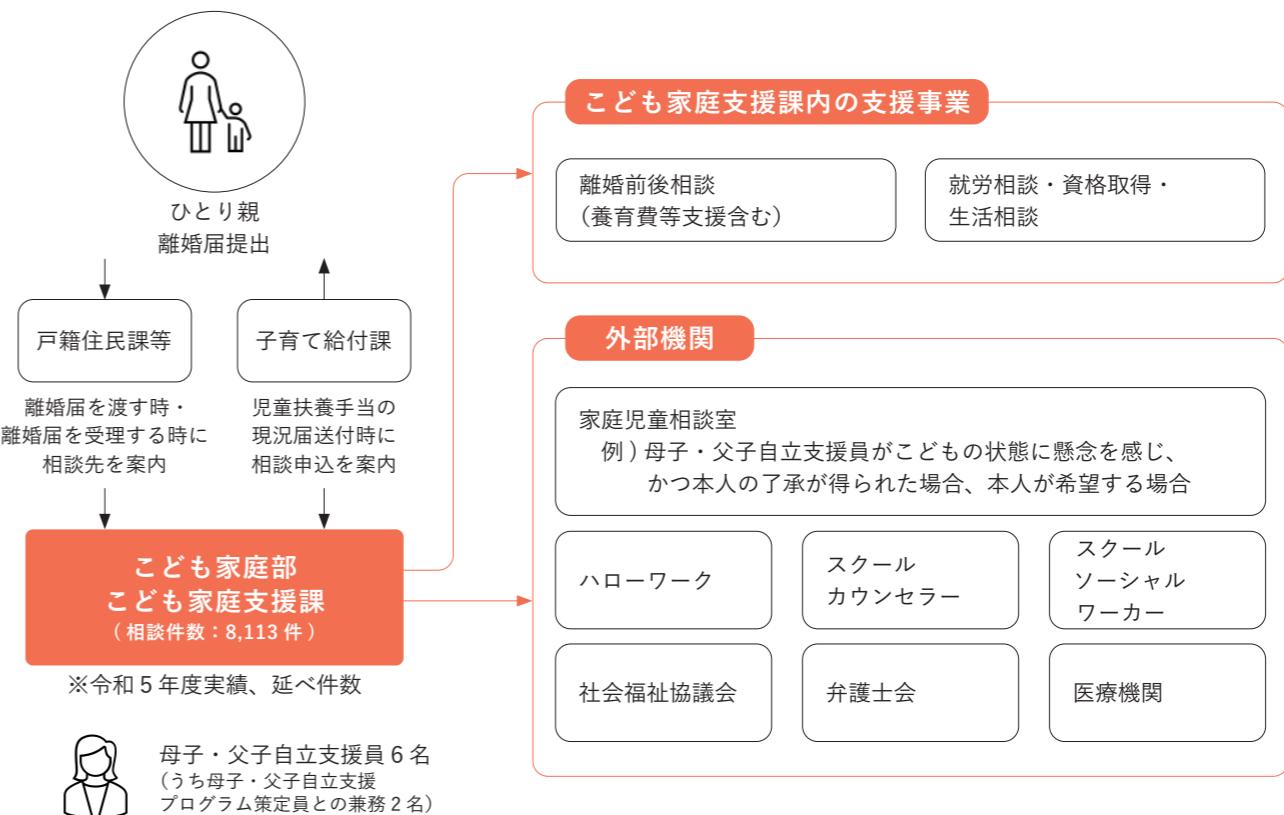
自治体の基礎情報

人口	約 65 万人
ひとり親世帯数	6,459 世帯
前年度離婚届出件数	1,270 件

支援利用実績（令和 5 年度）

支援内容	利用件数	補助金額（決算額）
養育費セミナー	同居親 6 名／別居親 3 名	66,000 円
弁護士法律相談	61 件	693,000 円
母子・父子自立支援員の公的機関への同行支援	0 件	-
公正証書作成補助	26 件	365,500 円
調停調書作成補助	2 件	3,400 円
ADR 手数料補助	0 件	0 円 ※令和 6 年度より開始
養育費保証料補助	0 件	0 円
親子交流補助	7 件	116,500 円

支援体制



事業の施策詳細

端緒

- HPで情報提供をしており、ひとり親が相談に来るきっかけとして最も活用されている。
- 離婚届を取りに来た際や提出する際に、窓口である戸籍住民課等から、相談先を記載したひとり親家庭向けのパンフレットを配布する。
- 子育て給付課から児童扶養手当の現況届を送付する際に、相談申込用の二次元コードがついたチラシを同封する。



支援活用

養育費等セミナーの開催

ひとり親や離婚を考えている親を対象に、養育費の取り決めや親子交流の講座を開催。

1~2か月前を目安に、HP上に開催案内の掲載と併せて、ひとり親向けのLINE公式アカウントからも開催を周知し、申込ページを案内する。枠を超える応募があった際は抽選を行う。参加者確定後、参加者に対し、参加確定の案内や詳細を通知し、当日会場にお越しいただく。また、こどもと別居している親を対象に、養育費や親子交流などの相談会を実施。

利用までの流れは、ひとり親や離婚を考えている親向けのセミナーと同様で、1~2か月前を目安にHP上に開催案内を掲載。市の広報誌や船橋市公式X(旧Twitter)から周知を行い、申込ページを案内する。

弁護士による法律相談

船橋市在住のひとり親や離婚を考えている親に対し、養育費や離婚等に関する法律相談を提供。

相談希望日の3日前までに、相談者から電話もしくは窓口に申込みの連絡を入れていただき、母子・父子自立支援員が、法律相談に適する内容かどうかを見立て、予約を受け付ける。その後、相談者に電話または来庁してもらい、母子・父子自立支援員がアセスメントシートを作成し、相談者の同意を得たうえで法律相談の当日に弁護士に共有する。当日々、相談者と弁護士による1対1での相談を基本としているが、同席を強く希望される場合は母子・父子自立支援員も同席する。

母子・父子自立支援員の公的機関への同行支援

公正証書作成や調停申立ての際に、相談者一人で公証役場や家庭裁判所に行くことに不安がある場合に、同行支援を

終支
了援

上限や回数に制限があるものを除いては、希望に応じ継続的に支援をする。

Interview 取組の詳細について、ご担当者様にお伺いしました。

ご回答者



係長（2年目）

ひとり親家庭への支援を行う
係の統括を担当



2年目

母子家庭等対策総合
支援事業を担当

支援開始の背景についてお伺いしました。

Q 支援を開始したきっかけを教えてください。

A 平成29年より弁護士による法律相談は実施していたが、平成30年に実施した「船橋市の子供のいる世帯の生活状況等に関する調査」で、養育費の取り決め率が49%であったことから、取り決め率の向上を目的に支援事業を拡大しました。

また、子どもの貧困対策を考えるうえで、養育費の確保や親子交流は重要なポイントだという考えがありました。こういった市の考えと、国の事業の広がりが一致したこと、様々な支援を取り入れることになりました。

支援開始に向けた検討事項についてお伺いしました。

Q 支援内容の設計にあたり、どのようなことを重視しましたか。

A 養育費・親子交流は、子どもの健やかな成長と安定した生活を確保するために重要であることから、同居親・別居親の双方を考慮して支援設計を行うようにしました。また、支援開始後も相談者のニーズを踏まえ、柔軟に支援設計を変更しています。

例えば、セミナーの開催にあたっては、別居親と同居親が顔を合わせてしまうことを防ぐため、別日に対象を分けて開催しています。また、同居親は離婚後の生活に対して似たような悩みを抱えている方が多く、同じ境遇の方と相談しあえる環境を提供するため、集団でのセミナーを開催しています。一方で、別居親は悩みが個別事情に依拠し、内容が多岐にわたるため、令和5年度から個別相談会を実施するようにしています。

また、親子交流における事業の検討にあたっては、親子交流支援事業を活用した支援機関への委託も検討しましたが、もし相談者と支援機関の相性が悪かったら、支援を活用しづらくなってしまうのではないかと考え、相談者が自身で利用先を選定できるように、利用料の補助という形式にしました。さらに、支援要件の検討にあたっては、別居親、同居親または子どもが船橋市に居住していることを支援要件としました。児童扶養手当等の所得制限を定めてしまうと、所得水準が高い傾向にある別居親の活用が限定されてしまい、親子交流実施につながりにくくなると考えたためです。

Q 支援の立ち上げにあたり、苦労したことはありますか。

A 実際に支援を必要とされている方がどれぐらいなのが分からず、予算額の設定に悩みました。そこで、他自治体の事例をリサーチし、特に取組が進んでいる自治体に電話でご相談させていただきました。

相談先の自治体の支援実態や予算状況をお伺いし、船橋市に当てはめた場合の必要な予算額を積算しスタートしました。

支援における工夫についてお伺いしました。

本事例において活用している補助金

Q 支援にあたり、どのようなことを意識していますか。

A 相談者が母子・父子自立支援員に対し、「話したい相手」と思える関係性を築くことを重視しています。まずは相談いただいたことを労うことからはじめ、話し方や声をかけるタイミング、距離感等の細かな部分を意識しています。また、最終的な決定権は相談者にあるため、指導にならないように相談者の考えを尊重し、その中で一緒に対応策を考えるというスタンスを心がけています。

Q 上記工夫の実現にあたり、取り組まれていることがあれば教えてください。

A 様々な研修を行い、母子・父子自立支援員の知見深化やスキルアップを図っています。例えば、内部研修としては、養育費の確保、親子交流等に関する研修、**キャリアコンサルタント**を講師とした、現場で活用できる信頼関係の構築方法等の研修を行っており、令和6年度は改正民法を見据えた法定養育費や共同親権等の研修を行う予定です。外部研修としては、千葉県男女共同参画センターが実施している相談業務スーパービジョンや千葉県社会福祉協議会が実施した母子・父子自立支援員、婦人相談員研修等に参加しています。

支援の効果や課題についてお伺いしました。

Q 支援により、どのような効果がありましたか。

A 平成30年の調査では、養育費の取り決め率が49%でしたが、令和5年の調査では、53%でした。支援実施によるものだけが要因ではないと思いますが、調査結果が向上したことで効果を実感できました。また、自治体内における効果としては、**具体的な支援事業があることで、相談者に対して効果的な提案ができるようになりました**。市として薦められる事業がないと、結局どこから始めればよいか、どのように進めていけばよいかが具体的にならず、相談者も理解しづらかったのではないかと感じています。まずはここを考えてみましょう、という形で具体的に提案できることがメリットだと感じています。

Q 支援の中で、課題に感じることはありますか。

A 特に、親子交流は回数や金額に上限があるため、今後施行される改正民法の内容や市民の意見を取り入れながら、アップデートを考えていきたいです。

今後の展望についてお伺いしました

Q 今後の展望について教えてください。

A 現在、養育費支援については、ほぼフルメニューで実施できているため、今後は親子交流についてどのような支援ができるか検討していくかと思います。課題でもお伝えしましたが、現在の親子交流支援の回数や金額の上限など、改正民法も踏まえ、検討していくかと考えています。

改正民法の施行に向けて、今後、国からの情報共有等を参考にしながら、更に必要な支援を検討していくとともに、既存の事業をより良くすることを目指していきたいと考えています。



	離婚前後親支援事業									母子家庭等就業・ 自立支援事業
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	
養育費等 セミナーの開催	○									
弁護士による 法律相談						○				
母子・父子自立 支援員の公的機 関への同行支援										○
公正証書費用補助				○						
調停調書作成 費用補助			○							
ADR手数料補助							○			
養育費保証料補助					○					
親子交流支援 機関利用料補助								○		

①親支援講座、ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供

②養育費等の履行確保等に資する事業

ア 戸籍・住民担当部局との連携強化
イ 離婚前段階からの支援体制強化
ウ 公正証書等による債務名義の取得支援
エ 戸籍抄本等の書類取得支援
オ 養育費等の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援

カ 養育費に係る保証契約における保証料への支援
キ 裁判外紛争解決手続（ADR）等を利用し調停に係る費用への支援
ク 弁護士依頼支援
ケ その他、養育費等の履行確保等に資する先駆的な取組

支援内容の補足

○養育費等セミナー

ひとり親や離婚を考えている親を対象にした講座について
・テーマや講師は、参加者のニーズを見ながら柔軟に変更しており、これまで、弁護士を講師にした「離婚についての基本的な内容」や、NPO法人を講師にした「離婚後の親子関係を考える（こどもから見た両親の離婚、離婚時の気持ち）」を開催。
・頻度は、年1回。
・1回あたり15名程度を上限としている。
・同居親の場合は、無料で未就学児を預けることが可能（1回あたり合計4名まで対応可能）。

こどもと別居している親を対象にした相談会について
・令和5年度は親子交流支援を行っているNPO法人に相談員を依頼。
・頻度は、年1回。
・1枠90分で午前・午後それぞれ3枠の相談枠を設けている。

○弁護士による法律相談

・法律相談は、毎月第2土曜日、第4水曜日、第4日曜日に実施。
・アセスメントシートは、相談内容、離婚理由、生活状況、家族との関係性等の聞き取りを行ったうえで作成する。

○公正証書・調停調書作成・ADR手数料の補助

・助成する対象と上限について、公正証書作成は17,000円、調停調書作成は収入印紙代1,200円と連絡用切手代1,280円。ADR手数料は、弁護士会もしくは法務大臣が認証したADR機関の利用を対象に、申立て手数料に相当する費用11,000円と期日手数料に相当する費用33,000円が上限となる。

○養育費保証料の補助

・上限は50,000円。

○親子交流支援機関利用料補助

・助成する対象と上限について、支援団体への事前相談は1回7,000円、親子交流の実施は30,000円を上限とし、親子交流の実施のみ年2回まで補助が可能。

Case 07

愛知県名古屋市 令和2年～

養育費に関する補助事業



バリエーション豊富なテーマ・講師でセミナーを開催し、離婚後も子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、離婚を考える父母等に対し、今後の新たな生活に踏み出すきっかけを提供

支援のまとめ・ポイント

適材適所で外部機関への委託を行い、様々な相談に対応できる体制を構築。また、離婚に伴う子どもの養育や子どもを養育する家庭の生活等について考えられるよう、多角的にセミナーの内容を設計。

支援内容は、弁護士や司法書士への相談、養育費調停に係る書類作成支援、家庭裁判所・公証役場への同行支援、子どものいる親のための離婚セミナー、公正証書作成補助、調停申立て・裁判費用補助、ADR手数料補助、養育費保証料補助と多岐にわたり、多様なニーズに応えている。

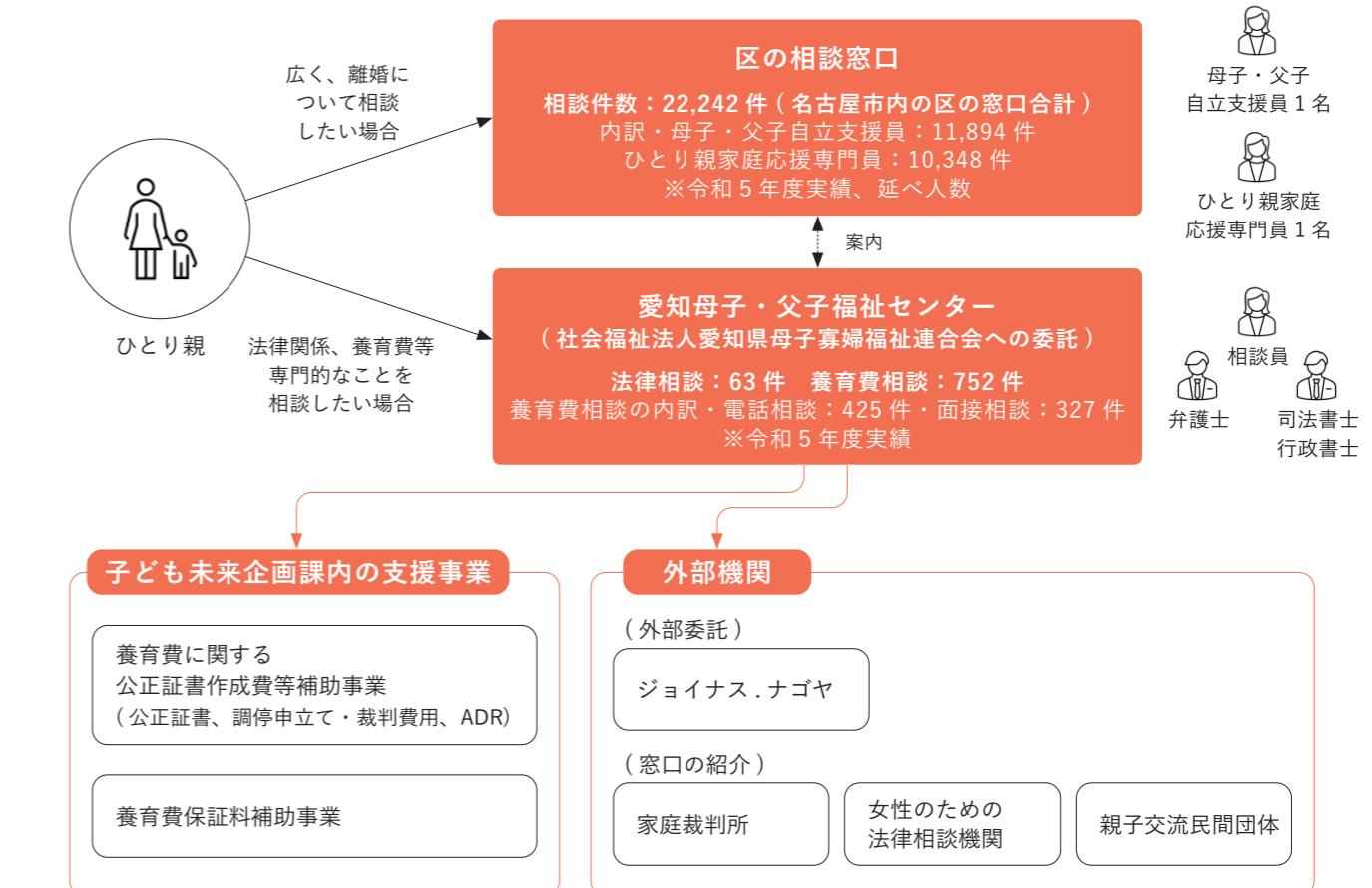
自治体の基礎情報

人口	約 233 万人
ひとり親世帯数	12,675 世帯 (R2 国勢調査参照)
前年度離婚届出件数	3,698 件

支援利用実績（令和5年度）

支援内容	利用件数	補助金額（決算額）
養育費調停に係る書類作成支援	44 件	母子家庭等就業・自立支援事業：23,530 千円
家庭裁判所・公証役場への同行支援	11 件	離婚前後親支援事業：
子どものいる親のための離婚セミナー	9 件	1,895 千円
公正証書作成補助	102 件	
調停申立て・裁判費用補助	5 件	
ADR手数料補助	1 件	
養育費保証料補助	1 件	

支援体制



事業の施策詳細

端緒

- 市の広報や公式LINE、Xアカウントを活用した情報提供を実施。
- 区の相談窓口等で、ひとり親家庭向けのリーフレットを配布。

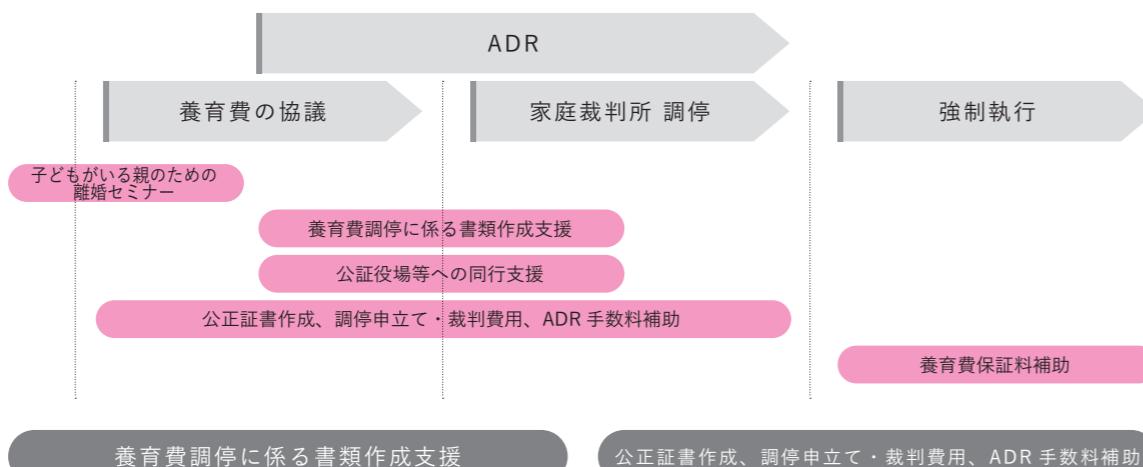
各種相談

名古屋市内の区の窓口に、母子・父子自立支援員及びひとり親家庭応援専門員を1名ずつ配置し、広く、離婚について相談をしたいというニーズに対応している。また、愛知県母子寡婦福祉連合会に相談窓口を委託し、養育費や親子交流に関する相談を受け付けている。

相談先は、区の窓口の母子・父子自立支援員や、愛知県母子寡婦福祉連合会の相談員のほか、必要に応じて司法書士等及び弁護士への相談が可能。司法書士等への面談の結果、支援が必要と認められた場合は、養育費調停に係る書類作成支援や、公証役場等への同行支援を行っている。

弁護士への相談は、予約制で1回無料。

支援活用



養育費調停に係る書類作成支援

司法書士等への電話相談及び面談を踏まえ、支援が必要と認められた場合は、養育費調停に係る書類作成支援を実施している。書類等の作成にあたっては、ケースバイケースではあるものの、当該窓口や機関に提出するのみでよい状態にまで支援している。

公証役場等への同行支援

司法書士等への面接相談を踏まえ、支援が必要と認められた場合かつ相談者が希望する場合は、公正証書作成時に、司法書士等が公証役場等に同行する。

子どもがいる親のための離婚セミナー

名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センターに事業を委託している。
申込フォーム・用紙を市の広報等で周知し、応募を募る。
参加者を決定後、参加決定を通知し、当日ご来場いただくか、オンラインから参加いただく。

支援終了

相談者から、相談や申請がある都度支援を行い、相談者の判断で活用を終了する。

Interview

取組の詳細について、ご担当者様にお伺いしました。

ご回答者



主事・在課（1年目）

離婚前後親支援事業を担当



主任・在課（5年目）

母子家庭等就業・自立支援事業を担当

支援開始の背景についてお伺いしました。

Q 支援を開始したきっかけを教えてください。

A 平成30年に実施した、ひとり親世帯等実態調査がきっかけです。特に、離婚前に養育費や補助制度等の様々な情報を知りたかった、といった意見があったことから、セミナーという形で、様々な情報を提供するようになりました。

支援開始に向けた検討事項についてお伺いしました。

Q 支援の立ち上げにあたり、苦労したことはありますか。

A 特にセミナーの実施は、当時、他の自治体の取組事例も少なく、市民からどれだけニーズがあるのか、どのようなテーマだと受けがいいのか分かりませんでした。最初は、養育費や補助制度等の情報提供から小さく始め、参加者のアンケート等様々な声を勘案し、徐々にこどものためのケア等の視点も取り入れながら、テーマを拡大していきました。委託先と何度も話し合いを重ね、改善していました。

事業開始にあたっては、ひとり親世帯等実態調査の結果や市民の声、国として補助事業があること等を説得材料とし、自治体の承認を得るための説明を行いました。

支援における工夫についてお伺いしました。

Q 支援にあたり、どのようなことを意識していますか。

A ひとり親の立場に理解のある職員及び講師が、より受講者の気持ちに寄り添い、単に知識のみでなく、励ましさらに背中を押すことができるような企画の実施に努めています。

Q 上記工夫の実現にあたり、取り組まれていることがあれば教えてください。

A 離婚に係る法律や支援制度の保護者への実務的な説明だけでなく、まず子どもの気持ちに寄り添う大切さについて理解していただきたいと考え、臨床心理士等による子どものこころのケアをテーマに取り上げることなどに配慮しています。



支援の効果や課題についてお伺いしました。

Q 支援により、どのような効果がありましたか。

A 令和2年の事業開始当初は、年間のセミナー参加者数が39名でしたが、令和5年は85名に増えており、関心のあるテーマの実施が出来ていると感じます。また、参加者のうち、離婚前の方が8割となっており、離婚について考える機会を創出できているのではないかと考えています。

セミナー参加後のアンケート結果では、85%以上がセミナーに満足しているという結果が出ているほか、自由記述のコメントでは、「離婚に関する面（相談先など）をリアルに考えられて勉強になったが、内面（子どもとのスキンシップや傾聴など）も非常に勉強になった。」「ADRという機関があることも知らなかつたので、有意義な時間だった」「顔出しなしでも皆さんと情報交換をできてたくさん気づきがあった。」といったコメントをいただいている。同じ立場の方からの質問が参考となり、出された質問がさらに次の質問に繋がるなど積極的に参加いただけていると思います。

また、養育費保証料補助や、調停申立て・裁判費用補助等の利用人数も伸びており、セミナーが事業周知の効果を果たしているのではないかと考えています。

Q 支援の中で、課題に感じることはありますか。

A セミナーの参加者は増えていますが、まだ支援が必要な全ての対象者にリーチできていないと感じており、広報に力を入れたいと考えています。離婚を考えている段階の方は、まだ自治体との関係性が生まれる前の段階のため、どのようにして、目に映る機会を増やし、情報を届けていくかを考えていきたいと思っています。

本事例において活用している補助金

	離婚前後親支援事業									母子家庭等就業・ 自立支援事業
	①	ア	イ	ウ	エ	オ	力	キ	ク	
養育費調停に係る書類作成支援										○
弁護士による法律相談										○
家庭裁判所・公証役場への同行支援										○
子どもがいる親のための離婚セミナー	○									
公正証書費用補助					○					
調停申立て・裁判費用補助				○						
ADR手数料補助						○				
養育費保証料補助							○			

①親支援講座、ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供

②養育費等の履行確保等に資する事業

ア 戸籍・住民担当部局との連携強化
イ 離婚前段階からの支援体制強化
ウ 公正証書等による債務名義の取得支援
エ 戸籍抄本等の書類取得支援
オ 養育費等の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援

カ 養育費に係る保証契約における保証料への支援
キ 裁判外紛争解決手続（ADR）等を利用し調停に係る費用への支援
ク 弁護士依頼支援
ケ その他、養育費等の履行確保等に資する先駆的な取組

支援内容の補足

○子どもがいる親のための離婚セミナー

- ・対面開催の場合、無料で託児も行っている。
- ・受講者の積極的な参加、理解促進に向け、事前に質問を提出いただき、講義の中で説明するとともに、会場でも追加の質問を受け付けて説明している。オンラインセミナーの場合は、Zoomのチャット機能により、画面上で質問内容を共有したりで講師から説明をしている。
- ・テーマの企画にあたっては、離婚に伴う子どもの養育や子どもを養育する家庭の生活等について考えられるよう、テーマを選定する。

- ・講師は、「離婚当事者に今後を考えるための機会を提供する」という観点で、連合会からコンタクトを取れる人や、当該領域の知見が深い人を選定している。令和6年度は、6テーマで9回開催しており、テーマと講師は、「離婚しても子どもの笑顔を守るために～ひとり親家庭支援の現場から～（愛知県母子寡婦福祉連合会）」「離婚に踏み出す前に考えておきたいこと（行

政書士）」「養育費と親子交流（弁護士）」「名古屋市のひとり親家庭への支援策（名古屋市職員）」「親の離婚が子どもに与える影響と心のケア（家族のためのADRセンター）」「考えておきたいライフプラン（ファイナンシャルプランナー）」。

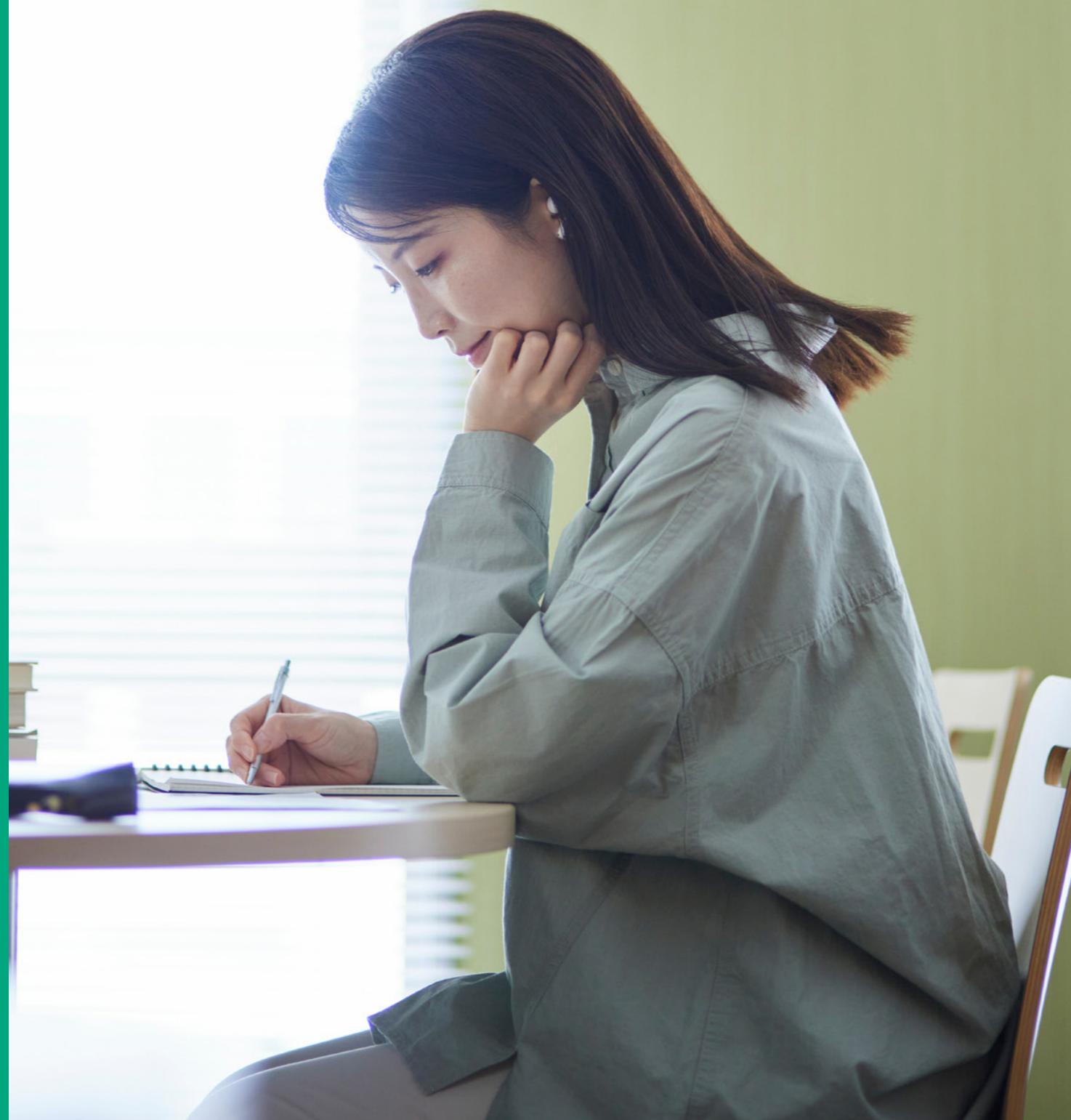
・区の窓口や参加者からの声を踏まえ、近年は対面に加え、オンライン開催も実施。参加者は、離婚前の母親が圧倒的に多いこともあり、お金の心配をされる参加者が多く、ファイナンシャルプランナーの講座が特に人気である。

○公正証書作成、調停申立て・裁判費用、ADR手数料補助

・助成の対象は、公正証書作成においては公証人手数料及び戸籍謄本等添付書類取得費用、調停申立て・裁判費用においては収入印紙代、切手代、戸籍謄本等添付書類取得費用、ADRに係る手数料においては申立て料、依頼料、1回目の調停に要した費用が対象。

Case 08

そらまめ相談室・ひとり親家庭養育費確保支援事業



離婚前後の親が抱える幅広い悩みに応える
『そらまめ相談室』を設置し、相談者に寄り添った
相談体制を構築、離婚にまつわる情報共有セミナーでは、
親と子どもの将来も含めた長期的な計画を支援

支援のまとめ・ポイント

離婚前後の親を対象とし、離婚に関する様々な情報を共有するセミナーを実施し、離婚による子どものメンタルケアや離婚にまつわる法律知識への理解を促進。子育て世帯が訪れる児童手当付窓口の隣にそらまめ相談室を設置し、離婚前後の親が相談しやすい環境を整備している。

支援内容は、離婚前後の親支援セミナー、法律講座、一般相談、離婚前後の法律相談、FPによる家計相談、公正証書の作成、裁判外紛争解決手続、養育費立替保証契約の締結と、相談のハードルを下げ、離婚を考える父母、ひとり親が気軽に最初のステップを踏み出せる体制をとっている。

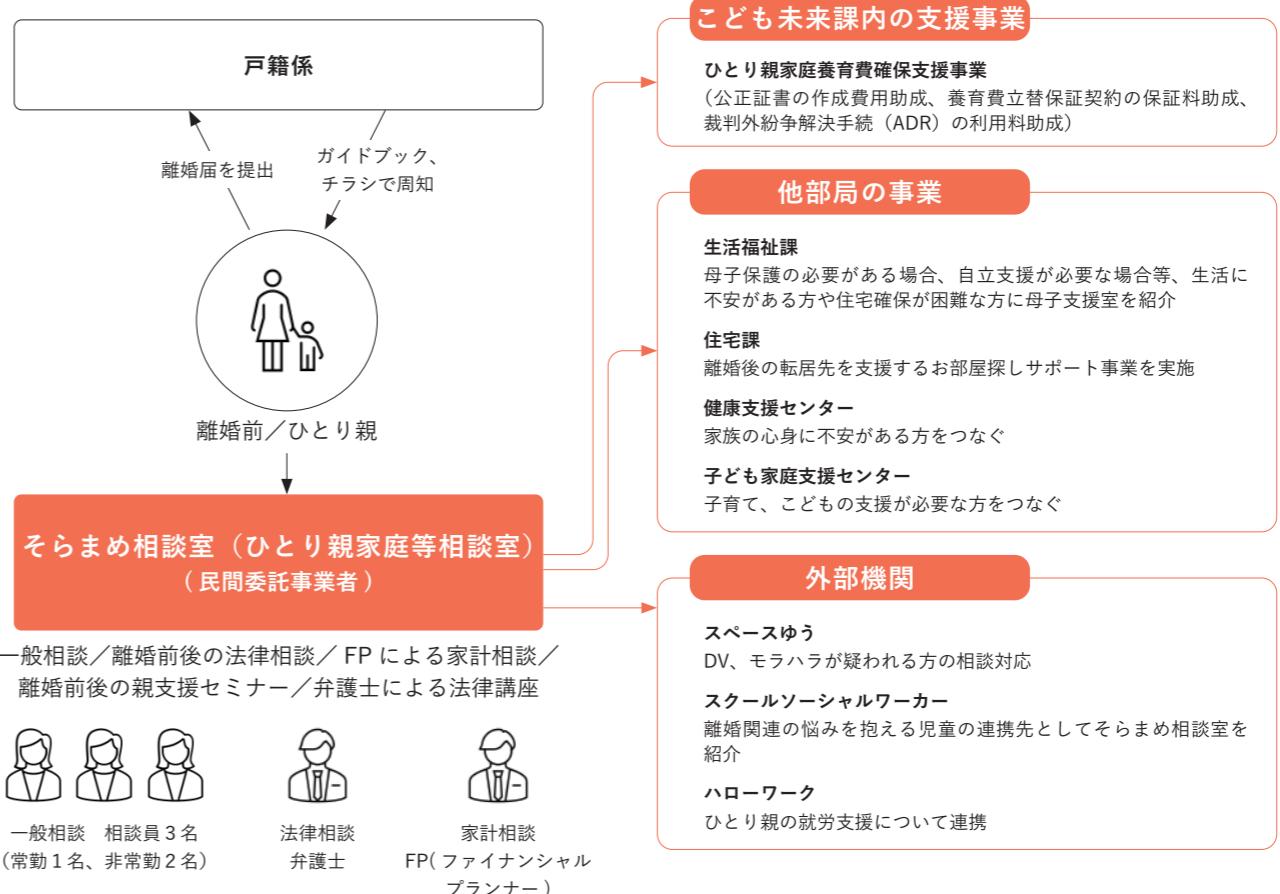
自治体の基礎情報

人口	36 万人
ひとり親世帯数	2,013 世帯 (令和2年実施国勢調査より)
前年度離婚届出件数	808 件

支援利用実績 (令和5年度)

支援内容	利用件数	補助金額
離婚前後の親支援セミナー	15 件	141,339 円
法律講座	23 件	141,339 円
一般相談	333 件 (延べ件数)	7,875,912 円
離婚前後の法律相談	49 件 (延べ件数)	1,430,000 円
FPによる家計相談	34 件 (延べ件数)	528,000 円
公正証書の作成	13 件	241,700 円
裁判外紛争解決手続 (ADR)	0 件	0 円
養育費立替保証契約の締結	1 件	40,000 円

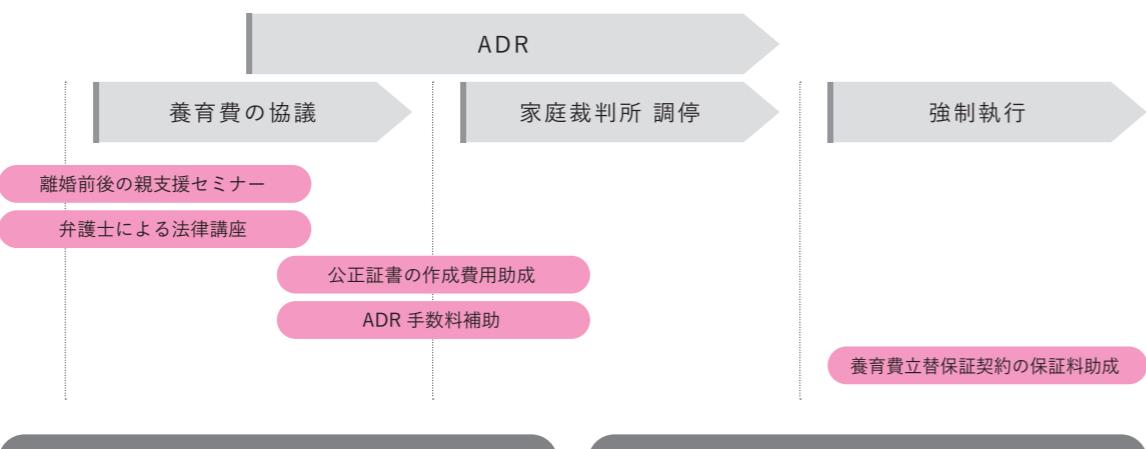
支援体制



事業の施策詳細

端緒

- 月3回発行される広報誌『北区ニュース』にセミナーや講習会情報を掲載。
- 北区子育てガイドブックへの掲載。
- そらまめ相談室のメールマガジン配信。
- ホームページ掲載。
- 戸籍窓口にて事業案内を離婚届に添付。
- そらまめ相談室に相談経験のある住民による口コミ。



支援活用

離婚が子どもに与える影響、子どもの年代別の声掛け、メンタルケアについてのセミナーをオンラインにて実施。アーカイブ配信も行っている。

講師は「家族のためのADRセンター」の夫婦問題カウンセラーの資格を持った方に依頼。計画から離婚までのノンストップ支援のため、幅広い知見を持つこと、多くの相談対応実績があること、国の制度に理解があることを講師の選定基準としている。

弁護士による法律講座

自分自身で手続きができるようになることを目的に、複雑な離婚に関する法的紛争をわかりやすく説明している。多くの具体例を盛り込み、参加者がイメージしやすいよう工夫している。講師は区内に事務所を構えており、離婚関係の解決数が多い弁護士に依頼しており、そらまめ相談室開所当時からご協力いただいている。

一般相談

ひとり親家庭の総合的な窓口。3人の担当相談員が相談者のあらゆる悩みに寄り添い、傾聴を重視している。離婚前の相談には手続き等の体系的な流れを説明する。

弁護士や専門相談員による法律相談

法律講座講師と同じ弁護士が、法的解決のため紛争についての相談に対応している。相談上限は1人2回まで。

支援終了

Interview 取組の詳細について、ご担当者様にお伺いしました。

ご回答者



子ども未来部子ども未来課
子ども未来係 主事（2年目）
そらまめ相談室の統括及び養育費確保支援事業の給付業務を担当



民間委託事業者
そらまめ相談室運営責任者（5年目）
そらまめ相談室の運営、相談員の教育、セミナー等の企画実施を担当



民間委託事業者
そらまめ相談室相談員（2年目）
そらまめ相談室の主任相談員

支援開始の背景についてお伺いしました。

Q 支援を開始したきっかけを教えてください。

A 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」等を踏まえ、北区でも子どもの貧困対策として応援プランを作成しました。当時の担当者が、ひとり親への支援が必要と考え、そのプランの項目のひとつとして、平成29年9月にそらまめ相談室が開始されました。また、その前年、東京都の事業で養育費補助金が開始され、北区議会から取り組もうという声が上がったこともきっかけのひとつです。

ひとり親家庭養育費確保支援事業については、令和3年より東京都が補助金を開始し、北区議会から声が上がったこともあり、令和4年7月に事業を開始しました。

支援開始に向けた検討事項についてお伺いしました。

Q 支援の立ち上げにあたり、苦労したことはありますか。

A 従来の北区でも、生活福祉課で母子父子自立支援員は配置していましたが、庁舎が分かれていることから、アクセスのしづらさが課題でした。ひとり親になる方、ひとり親の方が気軽に相談できるよう、そらまめ相談室は子育て世帯が必ず訪れる子育て給付係の窓口と隣接して設置しました。

立ち上げ当初、他自治体でひとり親支援を実施している自治体が少なかったため、調査に苦慮し、北区独自に事業を進めてきました。23区内では、すでに事業を開始していた4自治体にヒアリングを行い、公正役場等にも聞き取り調査を実施しました。

支援における工夫についてお伺いしました。

本事例において活用している補助金

Q 支援にあたり、どのようなことを意識していますか。

A 一般相談については、担当制で行っています。相談者をいたわり、傾聴し、ありのままのその方を受容し、相談者が不安を少しでも取り除き、安心してお話ししてもらえるような対応を心がけています。

親支援講座では、申込時に質問等を募り、参加者の聞きたいことを講義内に盛り込むよう工夫しています。

支援の効果や課題についてお伺いしました。

Q 支援により、どのような効果がありましたか。

A 支援、補助があることが、「まずはやってみよう」と離婚や養育費について考えるきっかけになっていると思います。公正証書作成および調停の利用は、国が推奨しており、相談の中で説明することで、利用促進効果があります。養育費を払う必要があるという意識が持てるという声をいただいているです。

相談室が頼れる相談先であり、離婚を考える親とひとり親が安心できる環境となっています。そらまめ相談室に相談した経験のある人が、離婚を考えている方に窓口を紹介してくれることもあります。令和5年に行った利用者アンケートの結果でも、高い満足度が確認でき、「離婚手続きの長い道のりに寄り添ってくれたから離婚できた。」という声も頂きました。また、本取組により、養育費が子どもの権利という意識付け、考え方の啓蒙ができていると思います。

Q 支援の中で、課題に感じることはありますか。

A 離婚相手の収入証明が難しく、養育費が支払われないケースや、DVを受けた方等、養育費の確保にあたり一定のリスクがあるケースが課題です。現在は、法律相談につなげる、立替保証の会社をおすすめする等の対応を検討しています。養育費申請については、現在は窓口でのみ対応していますが、昨今の潮流を鑑み、オンライン対応の検討が必要だと考えています。

今後の展望についてお伺いしました

Q 今後の展望について教えてください。

A 北区同様、他自治体でも公正証書の作成実績があり、立替保証や裁判外紛争解決手続(ADR)は事業化していくても実績がないというお話を聞きます。周知については、広報誌のスペースには限りがあることや、住民全体に向けたSNSでは対象者を絞ったお知らせを頻繁に周知できないことから、各担当課に事業を周知し、対象者をつないでもらうようにしていきたいと考えています。他自治体へのヒアリング等、調査を行いながら、今後の広報を考えたいと思います。

	離婚前後親支援事業									母子家庭等就業・ 自立支援事業
	①	②								
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	
離婚前後の 親支援セミナー・ 法律講座	○									
一般相談 離婚前後の法律相談 FPによる家計相談			○							○
公正証書の作成				○						
裁判外紛争 解決手続(ADR)							○			
養育費立替保証 契約の締結						○				

①親支援講座、ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供

②養育費等の履行確保等に資する事業

ア 戸籍・住民担当部局との連携強化

イ 離婚前段階からの支援体制強化

ウ 公正証書等による債務名義の取得支援

エ 戸籍抄本等の書類取得支援

オ 養育費等の取り決め等に関する弁護士への
相談に関する支援

カ 養育費に係る保証契約における保証料への支援

キ 裁判外紛争解決手続(ADR)等を利用し調停に係る
費用への支援

ク 弁護士依頼支援

ケ その他、養育費等の履行確保等に資する先駆的な取組
相談に関する支援

Case 09

大阪府堺市 令和2年～

養育費確保支援事業



市、区、関係機関が連携し、
ひとり親の多岐にわたる悩みに沿った相談体制を実現、
ひとり親それぞれの環境に合わせたセミナーメニューを提供

支援のまとめ・ポイント

各区と母子家庭等就業・自立支援センターに相談窓口を設置し、区、市、各機関が機能的に連携している。
支援内容は、弁護士による法律相談、ひとり親家庭相談、養育費に関する公正証書等作成料補助金、養育費の保証補助金、養育費に関する裁判外紛争解決手続（ADR）利用給付金、離婚前後の方向けオンラインセミナー。
ひとり親それぞれの環境に合わせたメニューを細かく設定し、数多くの支援を提供している。

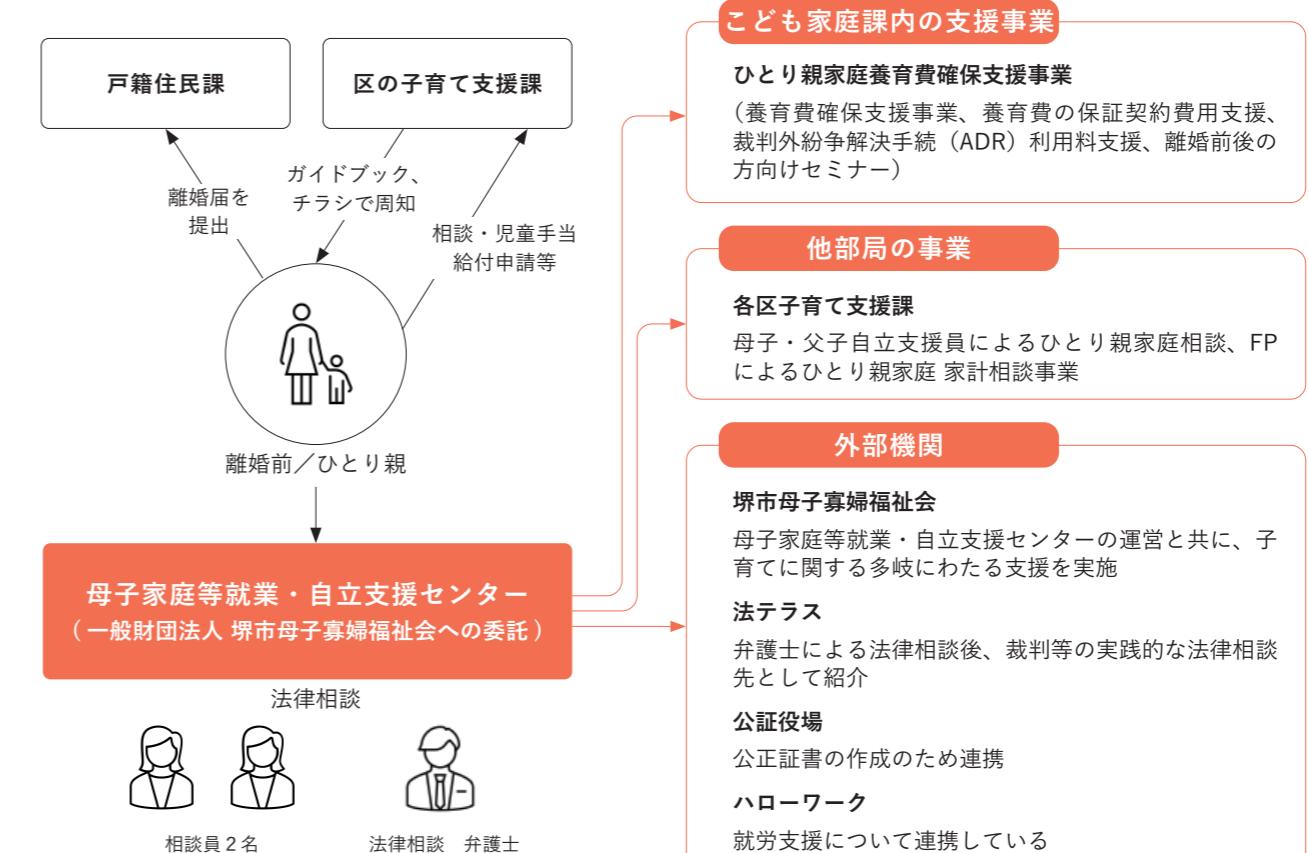
自治体の基礎情報

人口	80万人
ひとり親世帯数	非公表
前年度離婚届出件数	非公表

支援利用実績（令和5年度）

支援内容	利用件数	補助金額（決算額）
弁護士による法律相談	60件	0円
ひとり親家庭相談	910件	0円
休日相談	58件	0円
夜間相談	29件	0円
養育費に関する公正証書等作成料補助金	40件	737,650円
養育費の保証補助金	0件	0円
養育費に関する裁判外紛争解決手続（ADR）利用給付金	0件	0円
離婚前後の方向けオンラインセミナー	38件	0円

支援体制



Q 支援の中で、課題に感じることはありますか。

A 親子交流の重要性について理解が進んでいないことが課題と感じています。特に離婚前の場合、養育費については深く知りたいが、親子交流については特に知らなくても問題ないという認識の方が多く、相談やセミナーの中で親子交流の重要性についてお話ししています。本市としては、親子交流も子どもにとって大切なことだと認識していただきたいと思っています。

今後の展望についてお伺いしました

Q 今後の展望について教えてください。

A 事業を進めていく中で、ひとり親支援に必要なメニューは本市に揃いきったと考えています。あとは必要とする方へメニューを届けるための周知が必要になります。周知方法を工夫しつつ、引き続き令和7年度も事業を継続する予定です。

本事例において活用している補助金

	離婚前後親支援事業										母子家庭等就業・ 自立支援事業	
	①	②										
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ		
弁護士による法律相談 / ひとり親家庭相談											○	
養育費に関する公正証書等作成料補助金				○								
養育費の保証補助金						○						
養育費に関する裁判外紛争解決手続(ADR)利用給付金							○					
離婚前後の方向けオンラインセミナー	○											

①親支援講座、ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供

②養育費等の履行確保等に資する事業

ア 戸籍・住民担当部局との連携強化
イ 離婚前段階からの支援体制強化
ウ 公正証書等による債務名義の取得支援
エ 戸籍抄本等の書類取得支援
オ 養育費等の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援

カ 養育費に係る保証契約における保証料への支援
キ 裁判外紛争解決手続(ADR)等を利用し調停に係る費用への支援
ク 弁護士依頼支援
ケ その他、養育費等の履行確保等に資する先駆的な取組



Case 10

山口県宇部市 令和3年～

養育費確保サポート事業



相談者とのよき理解者として、養育費確保と 心理的ケアの両面から伴走サポート

支援のまとめ・ポイント

養育費を、ひとり親が自立して子どもと安定した生活を送るための一つの要素として捉え、ひとり親家庭等相談窓口を入口としたワンストップの支援体制を構築し、初回相談から養育費確保に向けた調停・強制執行まで、母子・父子自立支援員が伴走で支援を実施。

養育費確保サポート事業は、弁護士による法律相談、山口家庭裁判所による調停・審判手続案内、公正証書費用の補助、調停・審判申立て費用の補助、強制執行等申立て費用の補助を行い、決着がつかか納得のいくまで支援を行う。

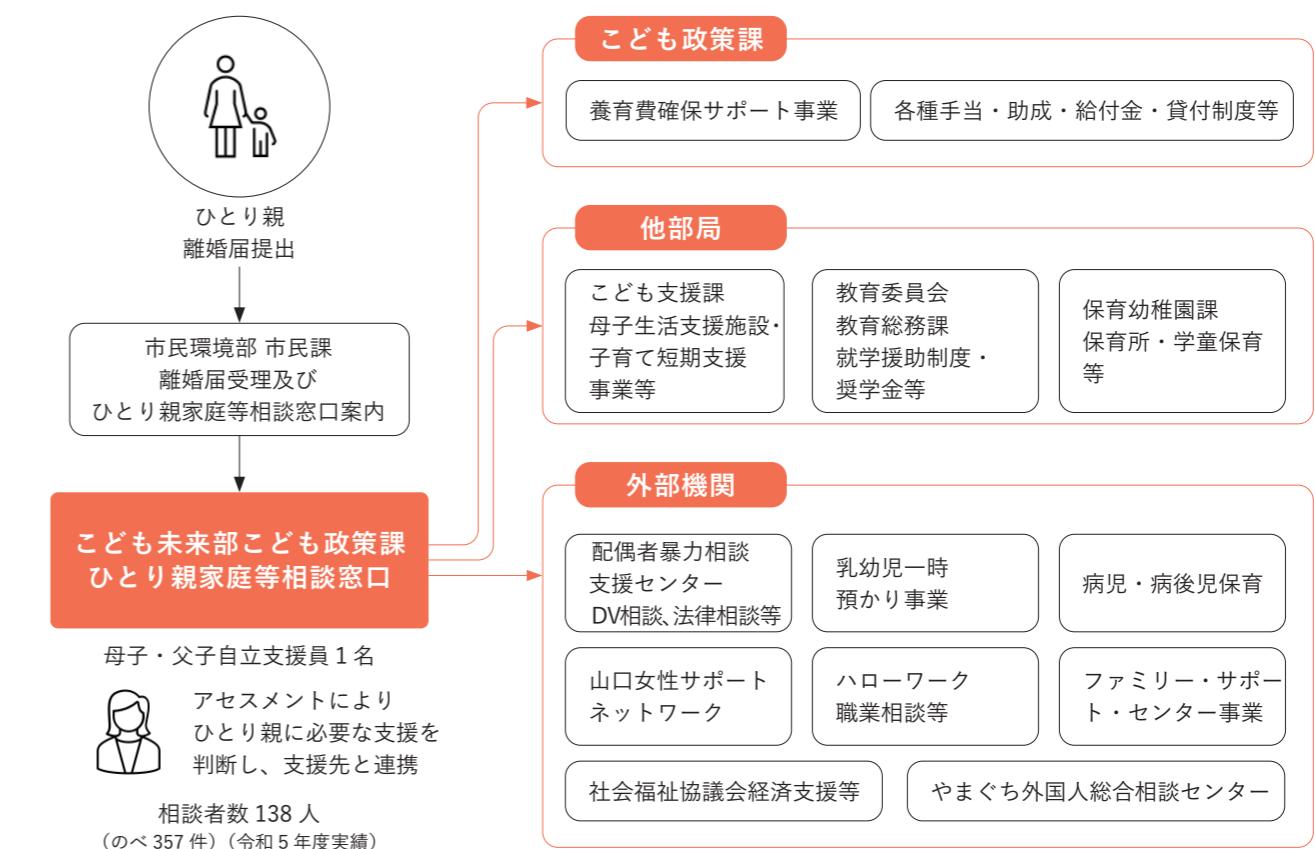
自治体の基礎情報

人口	約 16 万人
ひとり親世帯数	1,678 世帯（令和2年国勢調査）
前年度離婚届出件数	380 件

支援利用実績（令和5年度）

支援内容	利用件数	補助金額（決算額）
弁護士による法律相談等	32 件	18.2 万円
調停・審判手続案内	2 件	-
公正証書費用補助	7 件	16.7 万円
調停・審判申立て費用補助	5 件	1.6 万円
弁護士等に依頼した強制執行等申立て費用補助	6 件	28.5 万円

支援体制



事業の施策詳細

端緒

- 「ひとり親家庭のための応援ガイドブック」や市の広報等に、ひとり親家庭等相談窓口の情報を掲載している。
- こどものいる世帯が離婚届を提出する際に、窓口である市民課がチラシを渡し、ひとり親家庭等相談窓口を全員に案内している。

初回相談

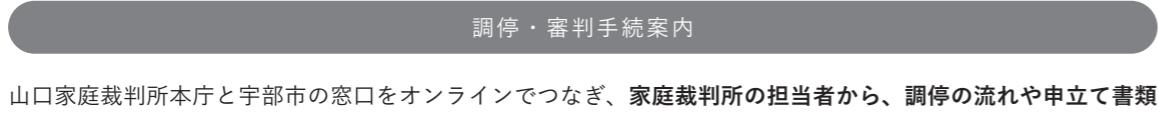
ひとり親家庭等相談窓口を担当する母子・父子自立支援員が、聞き取りを実施する。相談時間は、2～3時間に及ぶこともある。その際、支援が必要であれば、相談者の許可を得て、必要と考えられる支援事業に対し、連携を進める。

相談者が養育費の取り決めを希望し、かつ母子・父子自立支援員が養育費確保サポート事業との利用が必要と判断した場合は、聞き取りの中で父母双方の生活状況や関係性等を把握し、手続の煩雑さや回収の難しさ等を説明し、希望に添った、適切な支援を行う。



30分/回、回数の制限はなく、母子・父子自立支援員が必要と判断した場合のみ活用可能。弁護士会から推薦された弁護士と対面もしくはオンラインでつなぎ、法律相談を行う。また、オンラインの場合で相談者の希望があれば、母子・父子自立支援員も同席する。

自営業等の別居親の収入証明が難しい場合や、DV被害等養育費の確保にあたり一定のリスクを感じる場合は、弁護士と連携するケースが多い。



山口家庭裁判所本庁と宇部市の窓口をオンラインでつなぎ、家庭裁判所の担当者から、調停の流れや申立て書類の書き方等の手続について説明をしていただく。相談者が希望する場合は、母子・父子自立支援員も同席する。



事前に母子・父子自立支援員が相談を受け、相談者に必要書類を作成・申請してもらい、実費の費用補助（上限各3万円）。

強制執行等における弁護士等費用補助の上限は1人10万円。弁護士会から推薦された弁護士及び司法書士会から推薦された司法書士に依頼し、強制執行・情報開示・財産開示にかかる着手金の費用を補助。



調停が長引いても、相談者自身が納得するまで丁寧に支援を行う。
何らかの決着がつく、もしくは相談者の納得がついた時点で支援終了となる。

Interview 取組の詳細について、ご担当者様にお伺いしました。

ご回答者



母子・父子自立支援員（4年目）

ひとり親家庭等相談窓口での
初回相談から伴走支援を担当

子育て推進係長（2年目）

取組の詳細について母子・父子自立支援員様とご担当者様にお伺いしました

Q 支援を開始したきっかけについて教えてください。

A 全国ひとり親世帯等調査と比較し、養育費の取り決めをしている割合が低かったことです。ひとり親世帯における、養育費の受け取りをしている割合の向上を目指し、本事業を開始しました。

また、令和3年度および4年度において、法務省の「養育費の不払い解消等に向けた自治体における法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究」事業のモデル自治体に選定されたことも、大きなきっかけとなりました。

Q 養育費確保にあたり、伴走支援を行っている背景について教えてください。

A 特に調停手続に入ると、月1回程度の話し合いを複数回行うため、期間が長引きがちです。「なぜ自分だけ終わらないんだろう」「なぜ決まらないんだろう」といったように、相談者が精神的に疲弊してしまうようなケースが見受けられる中、相談者の理解者として存在することが、伴走支援を行う大きな意義だと考えています。

精神的に疲弊してしまった結果、納得しないまま調停を打ち切り、結果として養育費を確保できないということになれば、最終的な目標である自立にも繋がりません。養育費は、相談者が自立して子どもと安定した生活を送るための一つの要素であり、たとえ養育費の確保が期待できない相手でも、相談者が手を尽くし、悔いなく納得するまで向き合うことで、就労等自立に向けた他の部分にも目を向けることができると考えています。そういう意味で、伴走支援は、自立を目指す全てのひとり親に必要な支援だと考えています。

支援における工夫についてお伺いしました

Q 伴走支援にあたり、どのようなことを意識していますか。

A ラポール（信頼関係）の構築を重視しています。初回相談に時間をかけるのは、まさに信頼関係を築くための施策です。また、話を聞くうえで、相手を否定しないようにしています。

一方で、適切な支援に繋げるためには、相談者の話す言葉だけを捉えるのではなく、背景をしっかりと理解したうえで、俯瞰して課題を設定することも重要だと考えています。

Q 上記工夫の実現にあたり、取り組まれていることがあれば教えてください。

A 相談者に寄り添った伴走支援を行うために、母子・父子自立支援員が自主的に学び続けることが必須です。厚生労働省（当時）の「ひとり親家庭支援担当課職員向け ひとり親家庭支援の手引き」等で相談援助の基礎を学ぶとともに、実践経験を積みながら常に最適解を考えるようにしています。

また、相手のことが嫌い、関わりたくないといった自身の感情で、養育費を受け取らないという選択をするひとり親が多い中、まずは養育費に対して正しい理解を持っていただくため、養育費の案内に関わる職員に、外部講師を招き研修を実施するなど、現場の意識を揃えるようにしています。



今後の展望についてお伺いしました

Q 今後の展望について教えてください。

A 相談者の自立に繋げるためには、養育費だけでなく、就労等も含めて自立支援を行っていく必要があると考えています。あくまでも、養育費は問題の一部であり、ひとり親が抱える全体の課題にもっと関わっていけると良いという思いがあります。

また、一人一人に対するプランニングを、よりたくさんのひとり親家庭に行うことができればと考えています。



支援の効果や課題についてお伺いしました

Q 伴走支援により、どのような効果がありましたか。

A 定量的な効果だと、令和4年度における強制執行による養育費の回収件数は11件中6件の実績が挙がっています。養育費の取り決めがなかった相談者が、市の支援により取り決めを行い、支払ってもらえるようになった件数だと、更に多くなります。

定性的な効果としては、相談者へのアンケートで、「金銭面の話は知人には相談しづらいため、窓口があってよかった。」「養育費を受けることができて良かった。」といった声が挙がっています。また、支援する中で、「一年を超える長い調停期間の中、伴走支援があったから諦めずに続けられた。」「最初は調停に難しいイメージを持っていたが、関わるハードルが下がった、万全の準備ができた。」といった、心理的不安の軽減につながった声もよく聞きます。

自治体内における効果としては、インテークやアセスメントが養育費確保サポート事業以外のひとり親支援にも繋がっており、養育費だけでは解決できない課題にアプローチできるようになりました。

また、精神的に弱っている親においては、繋がっている場所として存在することによる心理的安心感の提供に加え、子どもの状態を注意深く確認する役割も担うことができています。

Q 支援の中で、課題に感じることはありますか。

A 養育費の取り決めを行っても、相手に支払い能力がなく回収まで至らない、もしくはそもそも別居親と連絡が取れない・取りたくないといったような、強制力の部分で課題を感じています。

また、補助金が想定より活用されておらず、既に必要な人に支援が行きわたっているのか、もしくは広報が不十分なのか、検証の必要があると考えています。更に情報を周知する必要は感じており、今後広報にも注力していく予定です。

本事例において活用している補助金

	離婚前後親支援事業									母子家庭等就業・自立支援事業
	①	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
弁護士による法律相談						○				
調停・審判手続案内										
公正証書費用補助				○						
調停・審判申立て費用補助				○						
弁護士等費用補助(強制執行等申立て)									○	

①親支援講座、ひとり親家庭支援施策等に関する情報提供

②養育費等の履行確保等に資する事業

ア 戸籍・住民担当部局との連携強化

イ 離婚前段階からの支援体制強化

ウ 公正証書等による債務名義の取得支援

エ 戸籍抄本等の書類取得支援

オ 養育費等の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援

カ 養育費に係る保証契約における保証料への支援

キ 裁判外紛争解決手続(ADR)等を利用し調停に係る費用への支援

ク 弁護士依頼支援

ケ その他、養育費等の履行確保等に資する先駆的な取組

令和 6 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題番号 8 縛婚前後の家族への支援についての実態把握等に関する調査研究

自治体向け 縛婚前後の家族への支援施策事例集（親子交流支援事業・縛婚前後親支援事業・養育費等支援事業）